

(参考資料)

試算結果の詳細



( 参考資料 )

## 試算結果の詳細

### 目次

<b>試算の目的</b>	...	7 6
<b>試算の概要</b>	...	7 6
<b>少子化等の社会経済情勢の前提</b>	...	8 3
<b>基礎年金国庫負担及び保険料負担の前提</b>	...	8 5
<b>試算結果</b>		
1 . 給付水準維持方式		
( 1 ) 基準ケース	...	9 0
( 2 ) 人口が変動した場合	...	9 6
( 3 ) 経済が変動した場合	...	9 8
( 4 ) 基礎年金国庫負担割合引上げ時の保険料 ( 率 ) の取扱いを 変更した場合	...	1 0 0
( 5 ) 保険料 ( 率 ) の引上げ計画を変更した場合	...	1 0 2
2 . 保険料固定方式		
( 1 ) 基準ケース	...	1 0 4
( 2 ) 人口が変動した場合	...	1 1 2
( 3 ) 経済が変動した場合	...	1 1 4
( 4 ) 基礎年金国庫負担割合引上げ時の保険料 ( 率 ) の取扱いを 変更した場合	...	1 1 6
( 5 ) 保険料負担を変更した場合		
保険料 ( 率 ) の引上げ計画を変更した場合	...	1 1 8
厚生年金の最終保険料率を 1 8 % とした場合	...	1 2 0
付属資料 1	試算の計算方法の詳細	... 1 2 3
付属資料 2	厚生年金、国民年金の財政見通し	... 1 4 0

# 試算一覧

【給付水準維持方式】

試算番号	人口	経済	基礎年金国庫負担		保険料(率)の引上げ計画		備考	参照
			国庫負担割合	国庫負担引上げ時の保険料(率)の取扱い	引上げ頻度	引上げ幅 〔厚年;総報酬ベース〕 国年;平成11年度価格		
1	中位	B	1 / 2	引下げ等なし	毎年度	厚年;0.354% 国年;600円	基準ケース	P90
2	(基)	(基)	1 / 3	-	(基)	厚年;0.384% 国年;800円	国庫負担割合1 / 3	P94
3	高位	(基)	(基)	(基)	(基)	(基)	人口変動	P96
4	低位	(基)	(基)	(基)	(基)	(基)	人口変動	P96
5	(基)	A	(基)	(基)	(基)	(基)	経済変動	P98
6	(基)	C	(基)	(基)	(基)	(基)	経済変動	P98
7	(基)	(基)	(基)	引上げ幅の抑制 又は引下げ	厚年;5年に1度 国年;(基)	厚年;1.77% 国年;(基)	平成11年財政再計算の 保険料(率)の階段	P100
8	(基)	(基)	(基)	(基)	(基)	厚年;0.4248% 国年;720円	引上げ計画の前倒し (引上げ幅を2割増)	P102
9	(基)	(基)	(基)	(基)	(基)	厚年;0.2832% 国年;480円	引上げ計画の後倒し (引上げ幅を2割減)	P102

注:「(基)」の欄は、基準ケースと同じ前提である。

【保険料固定方式】

試算 番号	給付水準の調整法	人口	経済	基礎年金国庫負担		保険料(率)の引上げ計画			備考	参照
				国庫負担 割合	国庫負担引上げ 時の保険料(率) の取扱い	引上げ 頻度	引上げ幅 (厚年:総報酬ベース 国年:平成11年度価格)	厚生年金 の最終保 険料率		
1	実績準拠法 (名目年金額下限型)	中位	B	1 / 2	引下げ等なし	毎年度	厚年:0.354% 国年:600円	20%	基準ケース	P105
2	実績準拠法 (物価下限型)									P105
3	将来見通し平均化法(名目年金額下限型)									P105
4	将来見通し平均化法(物価下限型)									P105
5	実績準拠法 (名目年金額下限型)	(基)	(基)	1 / 3	-	(基)	厚年:0.384% 国年:800円	(基)	国庫負担割合1 / 3	P110
6	将来見通し平均化法( " )									P111
7	実績準拠法 ( " )	高位	(基)	(基)	(基)	(基)	(基)	(基)	人口変動	P112
8	将来見通し平均化法( " )									P113
9	実績準拠法 ( " )	低位	(基)	(基)	(基)	(基)	(基)	(基)	人口変動	P112
10	将来見通し平均化法( " )									P113
11	実績準拠法 ( " )	(基)	A	(基)	(基)	(基)	(基)	(基)	経済変動	P114
12	将来見通し平均化法( " )									P115
13	実績準拠法 ( " )	(基)	C	(基)	(基)	(基)	(基)	(基)	経済変動	P114
14	将来見通し平均化法( " )									P115
15	実績準拠法 ( " )	(基)	(基)	(基)	引上げ幅の抑制 又は引下げ	厚年5年に1度 国年;(基)	厚年:1.77% 国年;(基)	(基)	平成11年財政再計算の 保険料(率)の階段	P116
16	将来見通し平均化法( " )									P117
17	実績準拠法 ( " )	(基)	(基)	(基)	(基)	(基)	厚年:0.4248% 国年:720円	(基)	引上げ計画の前倒し (引上げ幅を2割増)	P118
18	将来見通し平均化法( " )									P119
19	実績準拠法 ( " )	(基)	(基)	(基)	(基)	(基)	厚年:0.2832% 国年:480円	(基)	引上げ計画の後倒し (引上げ幅を2割減)	P118
20	将来見通し平均化法( " )									P119
21	実績準拠法 ( " )	(基)	(基)	(基)	(基)	(基)	(基)	18%	最終保険料率変更	P120
22	将来見通し平均化法( " )									P121

注:「(基)」の欄は、基準ケースと同じ前提である。

# 試算結果の詳細

## 試算の目的

この試算は、平成16年の年金改革に向けて、給付と負担の見通しに関する今後の議論における比較データとするため、「年金改革の骨格に関する方向性と論点」に基づき、

### 給付水準維持方式

現行の給付水準を維持し、5年ごとの財政再計算の際に、少子化等の社会経済情勢の変動に対応して、保険料負担の見直しを行う。

### 保険料固定方式

最終的な保険料水準を法定し、その負担の範囲内で給付を行うことを基本に、少子化等の社会経済情勢の変動に応じて、給付水準が自動的に調整される仕組みを制度に組み込む。

の2通りの方式について、少子化等の様々な社会経済情勢が変動した場合に、負担水準と給付水準が、将来に向けてどのように変わるのかについて試算したものである。

また、「保険料負担の水準」及び「基礎年金国庫負担割合の引上げ」の議論における比較データとするため、

次期制度改正時に基礎年金国庫負担割合を安定した財源を確保し、

1/2に引き上げた場合と、1/2への引上げを行わなかった場合

保険料(率)の引上げ計画等を変更した場合

に、負担水準と給付水準が、将来に向けてどのように変わるのかについても試算した。

## 試算の概要

### 1. 給付水準維持方式

少子化等の様々な社会経済情勢の変動を前提としつつ、現行の給付水準を維持することとした場合、厚生年金及び国民年金の保険料(率)をどこまで引き上げなければならないか、つまり最終保険料(率)がどれだけになるかを計算した。

## 2. 保険料固定方式

厚生年金の最終的な保険料水準を法定し、その負担の範囲内で給付を行うこととした場合、少子化等の社会経済情勢に変化が生じたとき、その程度に応じて給付水準の調整が必要となる。次期制度改正時に厚生年金の最終保険料率の水準を前回平成11年財政再計算と同水準の年収の20%として法定した場合、少子・高齢化が一層進行するという見通しが示された新人口推計を反映すると、その負担の範囲内では現在の給付水準を維持できず、給付水準の調整が必要となる。

試算では、厚生年金の最終保険料率を20%としたときに、少子化等の様々な社会経済情勢が変動した場合に、給付水準の調整度合いがどの程度になるかについて計算した。(なお、厚生年金の最終保険料率を18%とした場合についても一部試算。)

### (1) 給付総額(給付現価)の調整割合

給付総額(給付現価)でみた給付の調整割合がどの程度になるかを示した。この数値は、仮に、平成17年4月に、既に年金を受給している者も含めて、直ちに給付水準の調整を一度に行うこととした場合の給付水準調整割合を示している。

現実的な政策として、このような急激な給付水準の調整方法はとり得るものではないが、(2)で述べる年金改定率(スライド率)の調整による給付水準の調整方法との比較対象として示したものである。

### (2) 年金改定率(スライド率)の調整による給付水準の調整

#### 《スライド調整の考え方：マクロ経済スライド》

高齢期の所得保障の支柱としての公的年金の役割を踏まえれば、給付水準が急激に調整される方法は適切ではないことから、給付水準の調整のための特例期間(=給付水準調整期間)を設け、給付水準調整期間中の年金給付の改定方法を変更することにより、時間をかけて緩やかに給付水準を調整することとして試算した。この場合に、給付水準調整期間がどれくらいの期間になり、給付水準調整期間終了時の給付水準がどの程度になるかを試算した。

この試算における給付水準調整期間中の年金給付の改定方法は、年金制度を支える力である社会全体の所得や賃金の変動に応じて給付が調整されるように、年金改定率(スライド率)が自動的に設定される仕組みとした。具

体的には、少子化等の社会経済全体（マクロ）の変動の実績（または将来見通し）を、一人当たり賃金や物価の上昇を年金改定率（スライド率）としている現行の年金給付の改定方法に反映させることとした。（以下「マクロ経済スライド」という。）この場合、少子化等の社会経済状況が好転すれば、給付水準は改善されることとなる。

（現行の年金給付の改定方法は、新規裁定時（65歳時点）に、厚生年金については一人当たりの可処分所得（手取り賃金）の上昇率に応じて年金額の算定の基礎となる現役時代の賃金を再評価し、国民年金（基礎年金）については国民生活の動向等を踏まえて政策改定し、裁定後は、各受給者の年金額を物価の変動に応じて改定している。）

マクロ経済スライドは、固定した最終的な保険料水準による負担の範囲内で年金財政が安定する見通しが立つまでの期間適用されることとし、その後は、一人当たり賃金や物価の上昇を年金改定率（スライド率）としている現行の年金給付の改定方法に復帰することとする。

#### 《マクロ経済スライドの具体的な調整方法》

この試算では、下記の4種類の給付水準の調整方法をとった場合、それぞれ、給付水準調整期間がどのくらいとなるかを示すとともに、給付水準調整期間終了時の新規裁定者の所得代替率、現在の給付水準と比べたときの最終的な給付水準の調整割合を示した。

#### 実績準拠法（名目年金額下限型）

##### 【実績準拠法】

マクロ経済スライドを適用する特例期間（給付水準調整期間）の間、新規裁定年金の年金改定率（スライド率）、即ち厚生年金の賃金再評価及び基礎年金の政策改定を、被用者の総賃金（手取りベース）の伸び率の実績により設定する。また、基礎年金部分と報酬比例年金部分は同じペースで給付水準の調整が行われる。

実績準拠法では、一人当たり賃金（手取りベース）の伸び率の実績と総賃金（手取りベース）の伸び率の実績に差がある場合は、この差の分だけ、給付水準が調整されることとなる。なお、この差（＝スライド調整率）は、労働力人口の変動率に相当する。

既裁定年金の年金改定率（スライド率）は、物価上昇率からスライド調整率を控除した率とする。ただし、既裁定年金が、その時点の新規裁

定年金の8割を下回る水準となるときには、当該既裁定年金に関する改定率（スライド率）は、以後、新規裁定年金と同じ率を適用する。

**実績準拠法による年金改定率（スライド率）**

- ・ 新規裁定年金の年金改定率  

$$= \text{被用者の総賃金(手取りベース)の伸び率(実績値)}$$
- ・ 既裁定年金の年金改定率 = 物価(実績値) - スライド調整率(実績値)

**【名目年金額下限型】**

この方法では、新規裁定年金、既裁定年金それぞれについて、上記のスライド調整を行った場合に、前年度の名目年金額を下回るときは、年金改定率（スライド率）をゼロとすることとして試算している。これは、一人当たりの賃金や物価の水準が下落する場合を除き、名目年金額は下げないという考え方に立っている。

**実績準拠法（物価下限型）**

**【実績準拠法】**

実績準拠法については、上記と同様。

**【物価下限型】**

この方法では、新規裁定年金、既裁定年金それぞれについて、スライド調整を行った場合に、前年度の年金水準を物価改定したものを下回るときは、物価上昇率により年金を改定することとして試算している。この場合、既裁定年金は、現行と同じく物価の変動に応じて改定されることとなるため、給付水準調整は既裁定者に及ばないことになる。

（参考）【試算における一人当たり賃金（手取りベース）の伸び率と総賃金（手取りベース）の伸び率の差の見通し】

	高位推計	中位推計	低位推計
～2025年度(平均)	-0.30%	-0.30%	-0.31%
2026～2050年度(平均)	-0.92%	-1.18%	-1.50%

## 将来見通し平均化法（名目年金額下限型）

### 【将来見通し平均化法】

新規裁定年金の年金改定率（スライド率）即ち厚生年金の賃金再評価及び基礎年金の政策改定を、一人当たり賃金上昇率の実績値から、2050年までの労働力人口の変動率の将来見通しの平均値に基づいて設定する一定率（＝スライド調整率）を控除することにより設定する。また、基礎年金部分と報酬比例年金部分は同じペースで給付水準の調整が行われる。

将来見通し平均化法では、人口等の将来見通しに基づいて、実績が判明する前から計画的に給付水準調整を行うこととなる。なお、将来見通し平均化法では、5年ごとの財政再計算期において、労働力人口等の変動の将来見通しの変化に応じて、単年度あたりのスライド調整率を修正していくことが必要となる。

既裁定年金の年金改定率（スライド率）は、物価上昇率からスライド調整率を控除した率とする。ただし、既裁定年金が、その時点の新規裁定年金の8割を下回る水準となるときには、当該既裁定年金に関する改定率（スライド率）は、以後、新規裁定年金と同じ率を適用する。

### 将来見通し平均化法による年金改定率(スライド率)

- ・ 新規裁定年金の年金改定率  
= 被用者の一人当たり賃金(手取りベース)の伸び率(実績値)  
- スライド調整率(将来見通しを反映)
- ・ 既裁定年金の年金改定率  
= 物価(実績値) - スライド調整率(将来見通しを反映)

### 【名目年金額下限型】

名目年金額下限型については、上記と同様。

## 将来見通し平均化法（物価下限型）

### 【将来見通し平均化法】

将来見通し平均化法については、上記と同様。

### 【物価下限型】

物価下限型については、上記と同様。

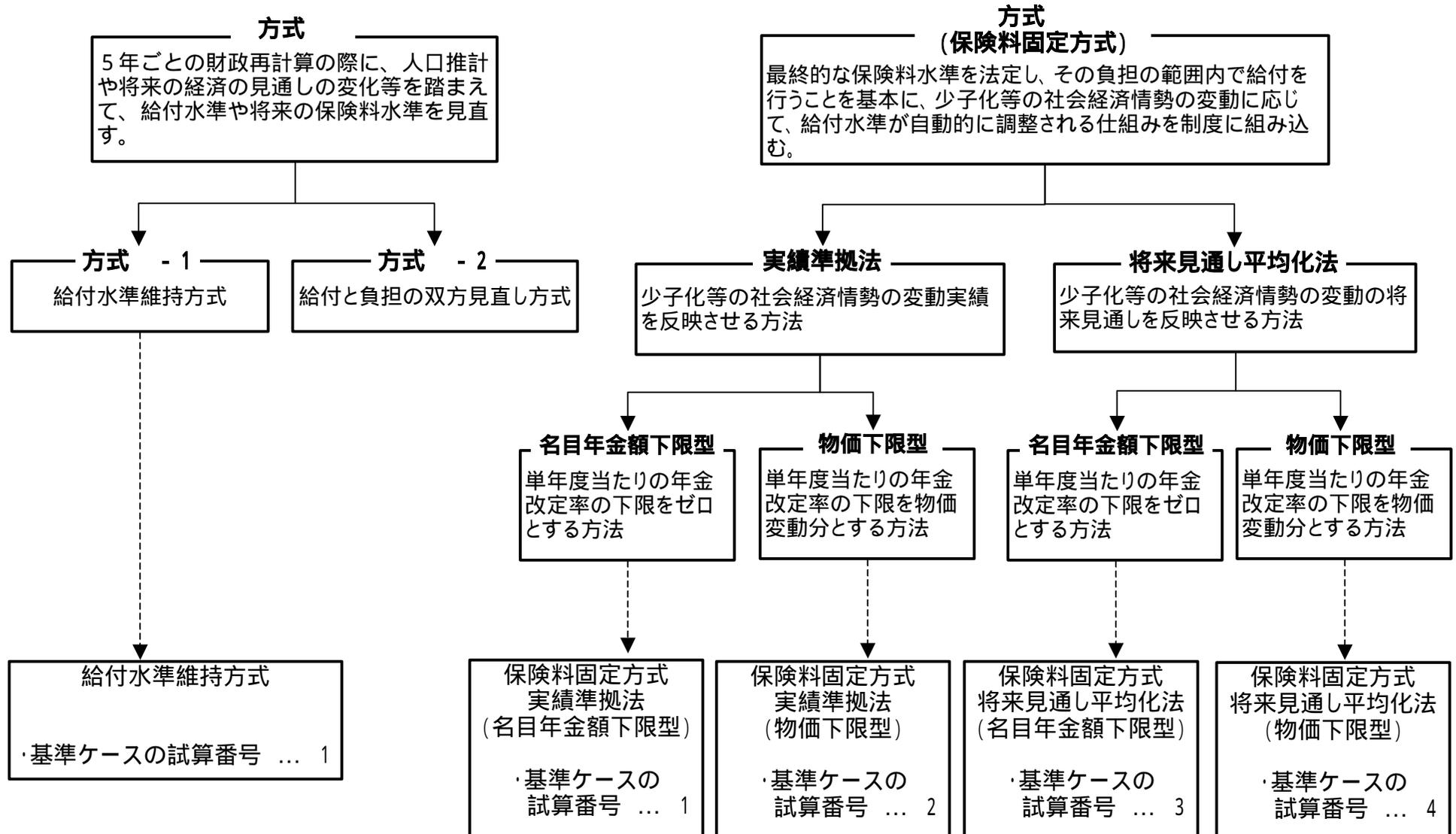
(参考)【2050年までの労働力人口の平均変動率の見込み】

高位推計	中位推計	低位推計
- 0.5%程度	- 0.65%程度	- 0.8%程度

注：「日本の将来推計人口（平成14年1月）」及び「労働力率の見通し（平成10年10月）」より算出した。

現行の年金給付の改定は、新規裁定時において、直近の財政再計算までの間の賃金や生活水準の変動とその後の物価の変動を反映して年金額が裁定され、受給者が65歳に達した直後の財政再計算において、65歳に達するまでの間の賃金や生活水準の変動とその後の物価の変動を反映した本来の給付水準に改定される仕組みとなっている。この試算では、現行制度のこの仕組みを踏襲しつつ、年金改定率（スライド率）について所要の調整が行われるものとしている。

# 給付と負担の見直しに関する方式の整理



## 少子化等の社会経済情勢の前提

### 1. 経済前提

ケースAは、新人口推計対応試算と同じ前提（長期的な実質賃金上昇率1.0%、長期的な実質運用利回り1.5%）とした。

ケースBは、新人口推計対応試算の前提より長期的な実質運用利回りを0.25%低く設定。

ケースCは、新人口推計対応試算の前提より長期的な実質運用利回りを0.5%低く、長期的な実質賃金上昇率を0.5%低くに設定。

試算上の基準ケースはケースBとした。

#### 【平成20(2008)年度以降】

	実質賃金 上昇率	実質運用 利回り	備考
ケースA	1.0%	1.5%	名目賃金2.5%、物価上昇率1.5%、名目利回り4.0%
ケースB	1.0%	1.25%	名目賃金2.0%、物価上昇率1.0%、名目利回り3.25%
ケースC	0.5%	1.0%	名目賃金1.0%、物価上昇率0.5%、名目利回り2.0%

ただし、平成19(2007)年まで全体的に低い前提とし、次の経済前提を使用した。

#### 【平成15(2003)～19(2007)年度まで】

	実質賃金 上昇率	実質運用 利回り	備考
ケースA	1.0%	1.5%	名目賃金1.0%、物価上昇率0.0%、名目利回り2.5%
ケースB	0.5%	1.25%	名目賃金0.5%、物価上昇率0.0%、名目利回り1.75%
ケースC	0.0%	1.0%	名目賃金0.0%、物価上昇率0.0%、名目利回り1.0%

注1：実質賃金上昇率とは、物価上昇率に対する実質的な賃金上昇率のことである。

（実質賃金上昇率 = 名目賃金上昇率 - 物価上昇率）

注2：実質運用利回りとは、名目賃金上昇率に対する実質的な運用利回りのことである。

（実質運用利回り = 名目運用利回り - 名目賃金上昇率）

注3：上表の運用利回りは自主運用分の前提である。試算に用いている運用利回りはこれに財投預託分の運用利回り（平成13年度末の預託実績より算出）を勘案した数値を使用。

注4：平成14年の物価上昇率は、平成15年度の年金改定率（スライド率）として予算の概算要求に使用した - 0.6%を使用、名目賃金、名目利回りは、それぞれケースAが（1.0%、2.5%）、ケースBが（0.5%、1.75%）、ケースCが（0.0%、1.0%）とした。

注5：平成13年度以前は、実績値を使用。

## 2. 将来推計人口

新人口推計(「日本の将来推計人口」平成14年1月推計)の高位推計、中位推計、低位推計のそれぞれのケースについて試算した。

試算上の基準ケースは中位推計とした。

新人口推計(「日本の将来推計人口」平成14年1月推計)
高位推計(1.63)
中位推計(1.39)
低位推計(1.10)

注1:( )内の数値は、合計特殊出生率の仮定(2050年)である。(平成9年1月推計(中位)の2050年における合計特殊出生率は、1.61である。)

注2:寿命の延びの仮定は全ケース共通。2050年における平均寿命は、男子80.95歳、女子89.22歳である。(平成9年1月推計の仮定は男子79.43歳、女子86.47歳)

## 3. その他の計算要素

### (1) 労働力人口

新人口推計対応試算ベース

(「労働力率の見通し」平成10年10月推計を基礎として算出)

### (2) 計算の初期データ

年金積立金 ... 平成13年度末の年金積立金の実績見込み

被保険者数等

新人口推計対応試算と同じ、平成12年度末の被保険者数等の実績を使用

### (3) その他

その他の計算要素は、新人口推計対応試算(H14.5)と同じものを使用。

## 基礎年金国庫負担及び保険料負担の前提

### 1. 基礎年金国庫負担割合の前提

#### (1) 基礎年金国庫負担割合の変更

次期再計算期(平成16年10月)に安定した財源を確保し、基礎年金国庫負担割合を1/2に引き上げるものを基準ケースとした。

参考として、国庫負担割合を1/2へ引き上げることによる効果をみるため、基礎年金国庫負担割合の1/2への引上げを行わないケースについても試算した。

	基礎年金国庫負担の引上げ方法
基準ケース	・次期制度改正時に安定した財源を確保し、基礎年金国庫負担割合を1/2に引上げ
参考ケース (1/3)	・基礎年金国庫負担割合1/3

#### (2) 基礎年金国庫負担引上げ時の保険料(率)の取扱い

平成11年財政再計算では、基礎年金国庫負担引上げ時において、厚生年金は保険料率の引上げ幅を抑制し、国民年金は保険料を引き下げるという想定で財政見通しを計算した。

この試算では、基礎年金国庫負担引上げ時に保険料率の引上げ幅の抑制(厚生年金)や保険料の引下げ(国民年金)を行わないケースを基準ケースとした。この場合、厚生年金の保険料率は毎年小刻みに引上げるものとした。

保険料(率)の引上げ幅の抑制や保険料引下げの効果をみるため、平成11年財政再計算の取扱いに準拠したケースについても試算した。

	基礎年金国庫負担引上げ時の保険料(率)
基準ケース 〔保険料(率)の 引下げ等なし〕	・保険料(率)の引上げ幅の抑制や引下げを行わない。
ケースA (引下げ等)	<p>〈厚生年金〉 ・平成11年財政再計算の取扱いに準拠し、保険料率の引上げを5年に1度とし、基礎年金国庫負担の引上げ時に0.77%(総報酬ベース)保険料率の引上げ幅を抑制。</p> <p>〈国民年金〉 ・平成11年財政再計算の取扱いに準拠し、基礎年金国庫負担の引き上げ時に保険料を3,000円(平成11年度価格)引下げ。</p>

## 2. 保険料負担の前提

### (1) 保険料(率)の引上げ計画

平成11年財政再計算と5年間の保険料(率)の引上げ幅を同じとし、厚生年金の保険料率については、毎年小刻みに引き上げることとするケースを基準ケースとした。

その他、厚生年金の保険料率は、毎年小刻みに引き上げることとし、基準ケースと比べ、引上げペースを前倒しするケース及び引上げペースを後倒しするケースについても試算した。

	保険料(率)の 引上げ頻度	保険料(率)の引上げペース
基準ケース	毎年度引上げ	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成11年財政再計算(基礎年金国庫負担1/2の場合)と5年間の保険料(率)の引上げ幅を同じとする。</li> <li>(単年度当たりの保険料(率)の引上げ幅) 厚生年金 ... 0.354%(総報酬ベース) 国民年金 ... 600円(平成11年度価格)</li> </ul>
ケースA (前倒し)	毎年度引上げ	<ul style="list-style-type: none"> <li>保険料(率)の引上げ幅を基準ケースの2割増とし、最終保険料(率)への到達年度を前倒しする。</li> </ul>
ケースB (後倒し)	毎年度引上げ	<ul style="list-style-type: none"> <li>保険料(率)の引上げ幅を基準ケースの2割減とし、最終保険料(率)への到達年度を後倒しする。</li> </ul>
参考ケース (1/3)	毎年度引上げ	<ul style="list-style-type: none"> <li>(参考)基礎年金国庫負担の1/2への引上げを行わなかった場合の引上げ幅</li> <li>平成11年財政再計算(基礎年金国庫負担1/3の場合)と5年間の保険料(率)の引上げ幅を同じとする。</li> <li>(単年度当たりの保険料(率)の引上げ幅) 厚生年金 ... 0.384%(総報酬ベース) 国民年金 ... 800円(平成11年度価格)</li> </ul>

(2) 厚生年金の最終保険料率(保険料固定方式の場合)

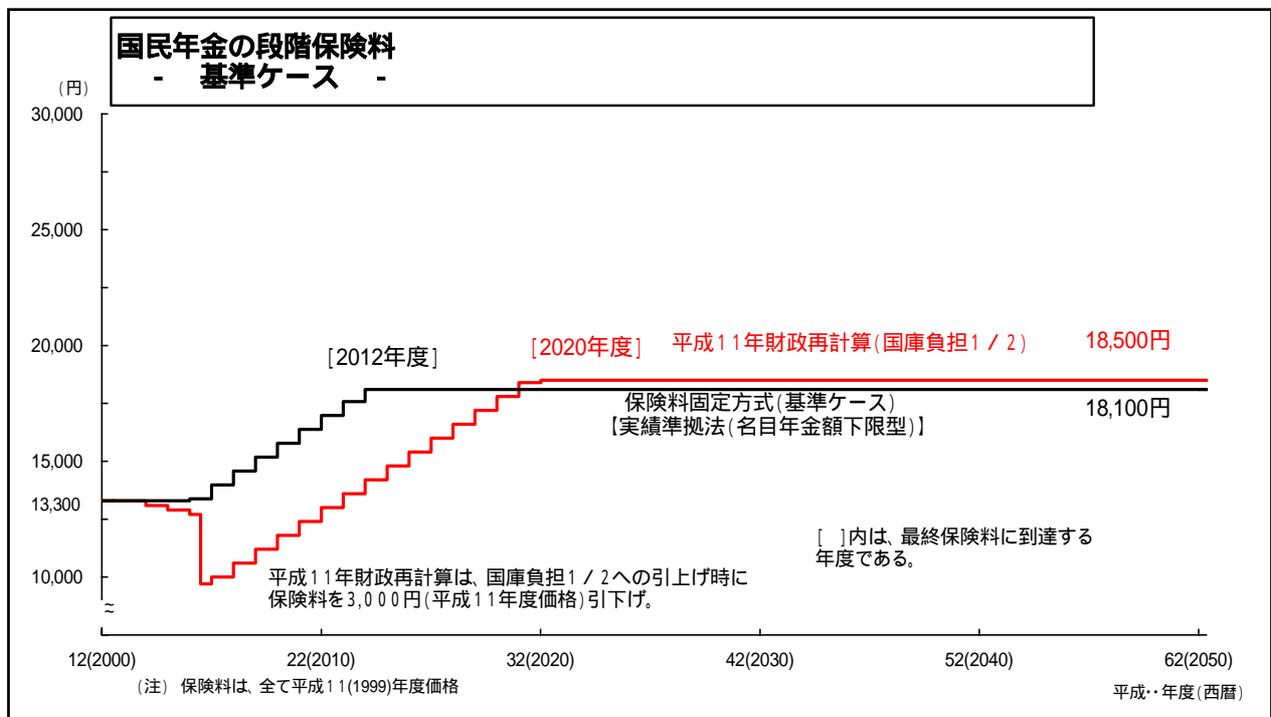
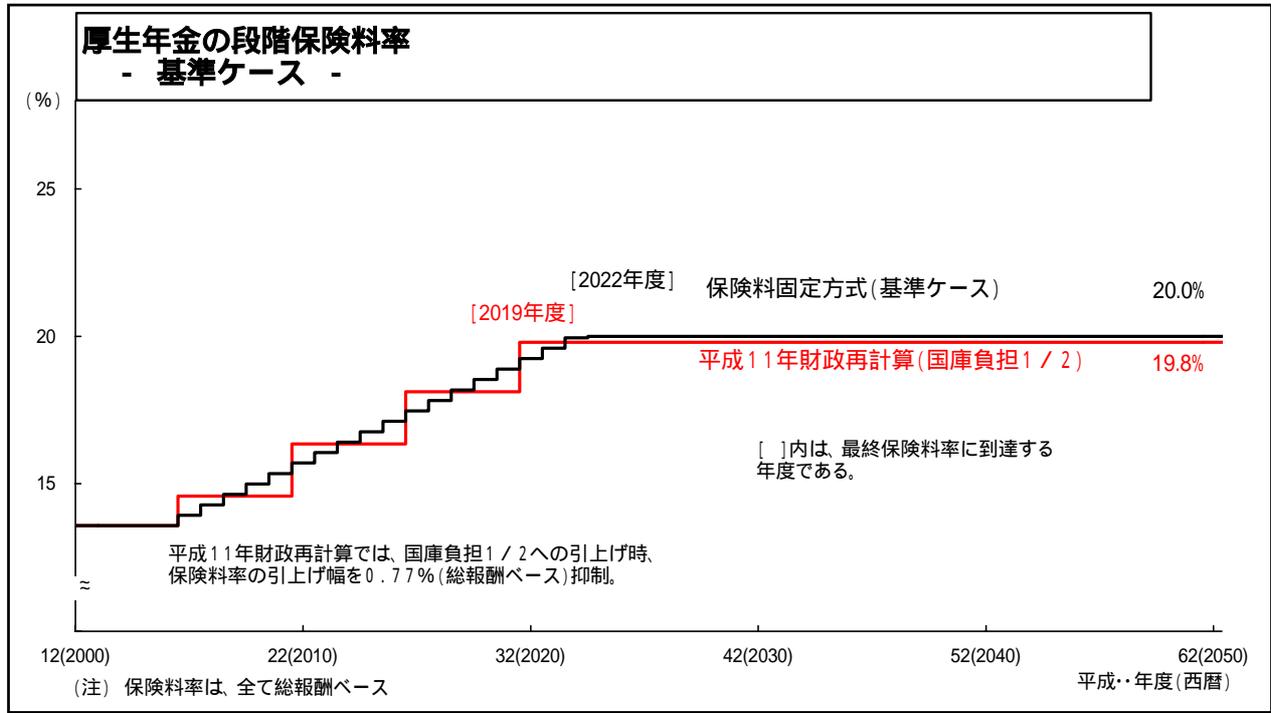
平成11年財政再計算の計画と同水準である年収の20%を試算上の基準ケースとした。

年収の18%とするケースについても試算。

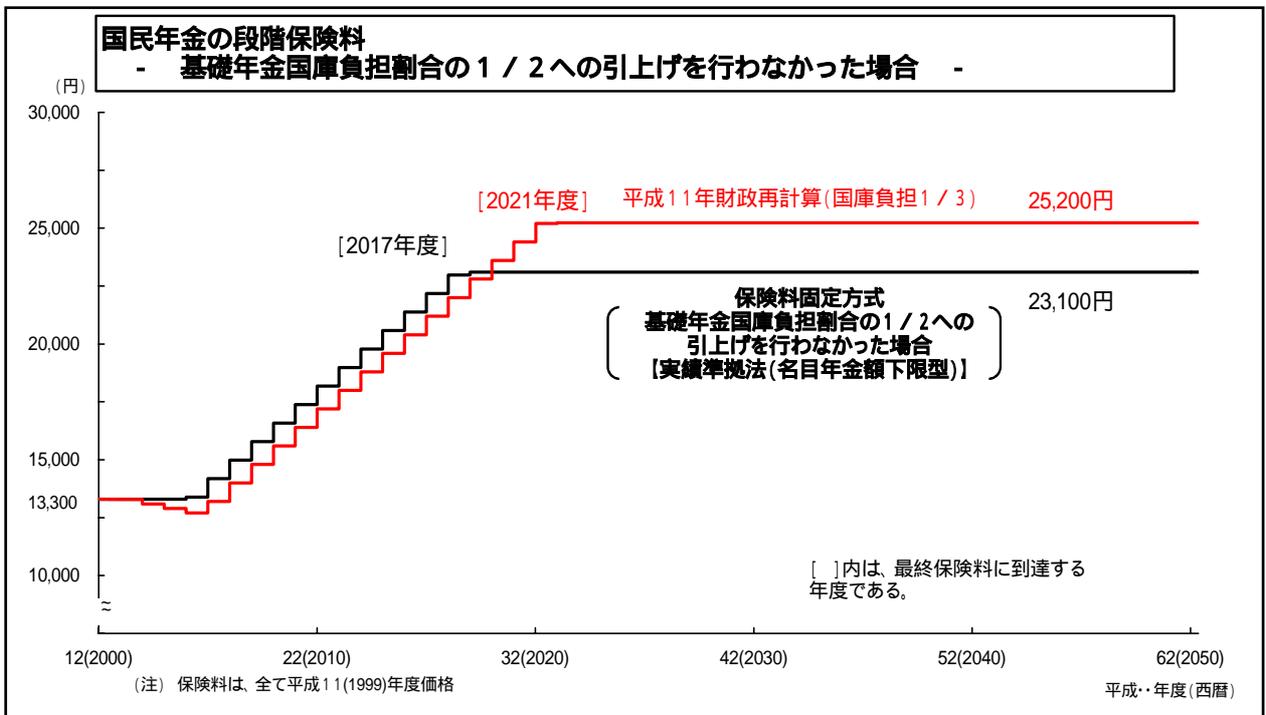
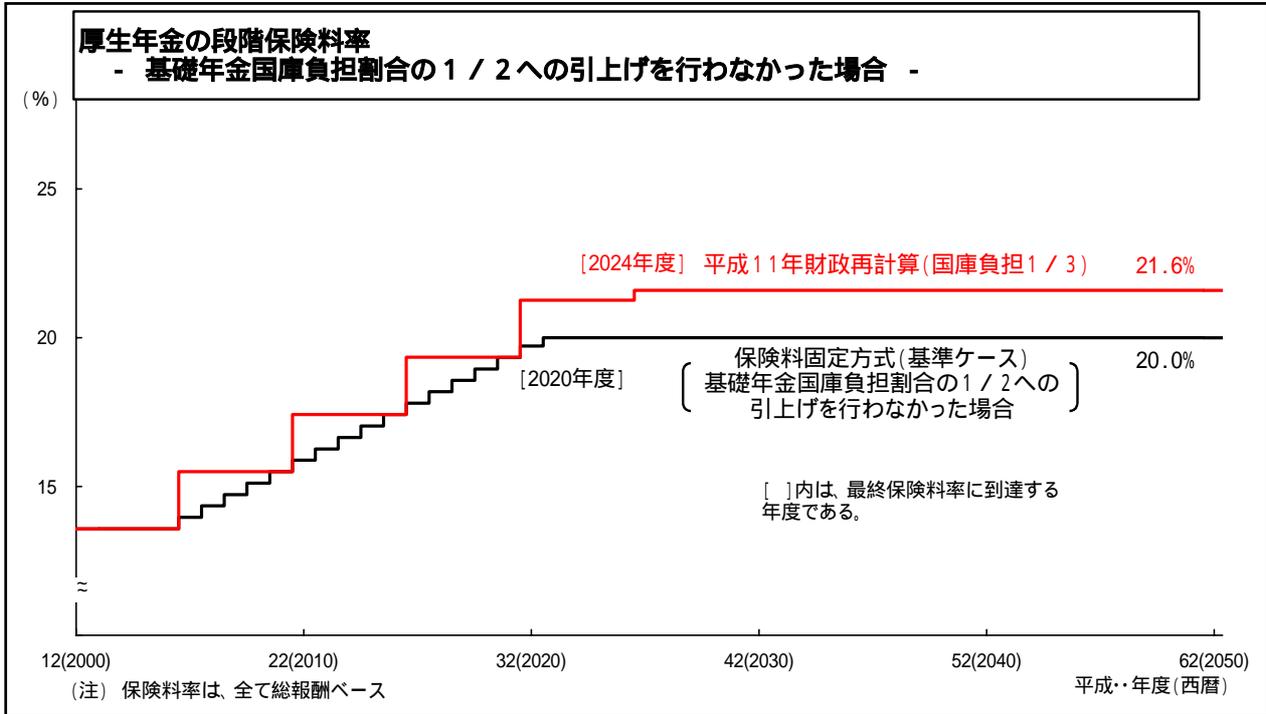
厚生年金の最終保険料率	
	20%
	18%

(参考) 保険料固定方式における基準ケースの保険料(率)の引上げ計画

【基礎年金国庫負担割合 1 / 2 の場合】



【基礎年金国庫負担割合の1/2への引上げを行わなかった場合】



## 試算結果

### 1. 給付水準維持方式

#### (1) 基準ケース

給付水準を維持する場合、最終保険料(率)の水準は、基準ケースにおいて厚生年金が23.1%、国民年金が20,500円(平成11年度価格)となる。

#### 【計算の前提(基準ケース)】

- 人口推計 中位推計(2050年の合計特殊出生率 1.39)
- 経済前提 ケースB(実質賃金上昇率1.0%、実質運用利回り1.25%)
- 国庫負担割合 次期制度改正時に安定した財源を確保し、1/2に引上げ  
 (国庫負担引上げ時に厚生年金の保険料率の引上げ幅の抑制(総報酬ベースで0.77%)  
 及び国民年金の保険料の引下げ(平成11年度価格で3,000円)は行わない。)
- 保険料(率)の引上げ計画
- ・引上げ頻度 毎年度
  - ・引上げペース 平成11年財政再計算と5年間での引上げペースを同じとする。

番号		厚生年金の最終保険料率 (総報酬ベース)	国民年金の最終保険料 (平成11年度価格)
-	平成11年財政再計算	19.8% (100)	18,500円 (100)
-	新人口対応試算 (H14.5)(中位推計)	22.4% (113)	21,600円 (117)
1	基準ケース	23.1% (117)	20,500円 (111)

注:( )内は、平成11年財政再計算を100とした指数である。

新人口推計対応試算(H14.5、中位推計)においては、少子高齢化がこれまでの推計に比べてさらに進行する見通しとなっている新人口推計を反映したことにより、平成11年財政再計算に比べて最終保険料(率)が上昇したが、今回の試算(基準ケース)では、「経済前提」、「国庫負担引上げ時の保険料(率)の取扱い」及び「厚生年金の保険料率の引上げ頻度」の違いにより、新人口推計対応試算(H14.5)と比べ、厚生年金の最終保険料率は0.7%(総報酬ベース)上昇し、国民年金の最終保険料は1,100円(平成11年度価格)低下した。

#### 【新人口推計の反映】

- ・ 合計特殊出生率(2050年) ; 1.61 1.39
- ・ 寿命(2050年) ; 男子79.43歳 80.95歳、女子86.47歳 89.22歳

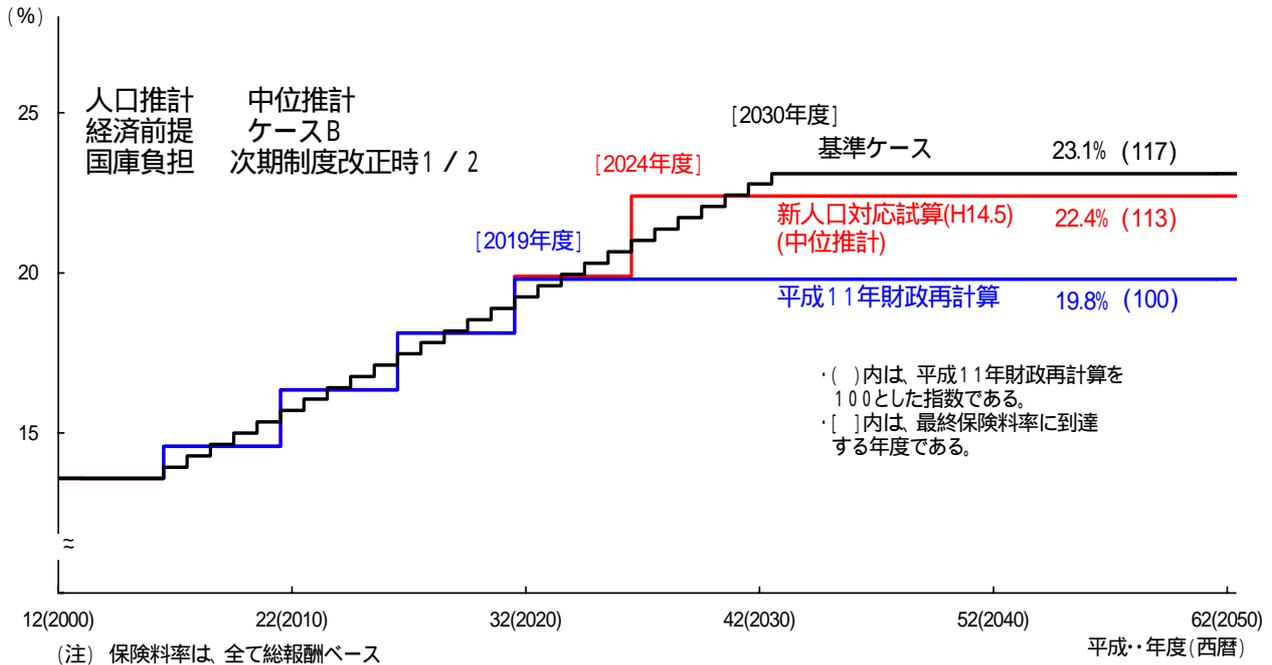
#### 【経済前提の違い】

- ・ 長期的な実質運用利回り ; 1.5% 1.25%
- ・ 2007年度までの実質賃金上昇率 ; 1.0% 0.5%

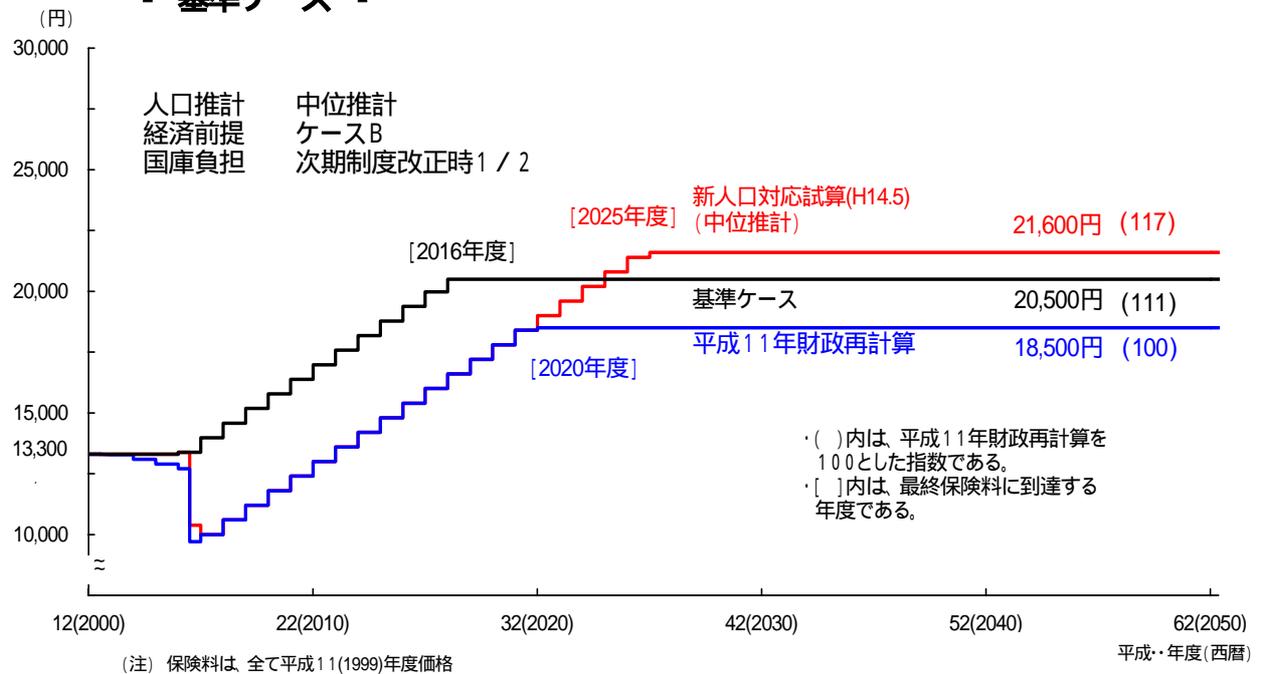
#### 【その他】

- ・ 基礎年金国庫負担割合の引上げ時の保険料(率) の取扱い  
厚生年金 ; 保険料率の引上げ幅を0.77%(総報酬ベース)抑制 抑制なし  
国民年金 ; 保険料を3,000円(平成11年度価格)引下げ 引下げなし
- ・ 厚生年金の保険料率の引上げ頻度 ; 5年に1度 毎年度

### 厚生年金の段階保険料率 - 基準ケース -



### 国民年金の段階保険料 - 基準ケース -



(参考) 新人口対応試算 (H14.5)

人口の前提		厚生年金の最終保険料率 (総報酬ベース)	国民年金の最終保険料 (平成11年度価格)
国庫負担	人口		
1 / 2	平成11年 財政再計算	19.8% (100)	18,500円 (100)
	高位	20.6% (104)	19,900円 (108)
	中位	22.4% (113)	21,600円 (117)
	低位	24.8% (125)	24,000円 (130)
1 / 3	平成11年 財政再計算	21.6% (100)	25,200円 (100)
	高位	22.8% (106)	27,100円 (108)
	中位	24.8% (115)	29,600円 (117)
	低位	27.5% (127)	33,000円 (131)

注:( )内は、平成11年再計算を100とした指数である。

(参考) 基礎年金国庫負担割合の1/2への引上げを行わなかった場合

基礎年金国庫負担割合の引上げを行わず1/3にとどめるとすると、基準ケース(国庫負担割合1/2)の最終保険料(率)を100とした場合、厚生年金の最終保険料率は113、国民年金の最終保険料は143となる。

基礎年金国庫負担割合の1/2への引上げの効果は、厚生年金より国民年金の保険料(率)の方が大きい。これは、厚生年金は2階部分があるため、基礎年金国庫負担の全体の給付に占める比率は、国民年金の方が大きいためである。

【計算の前提(基準ケース)】

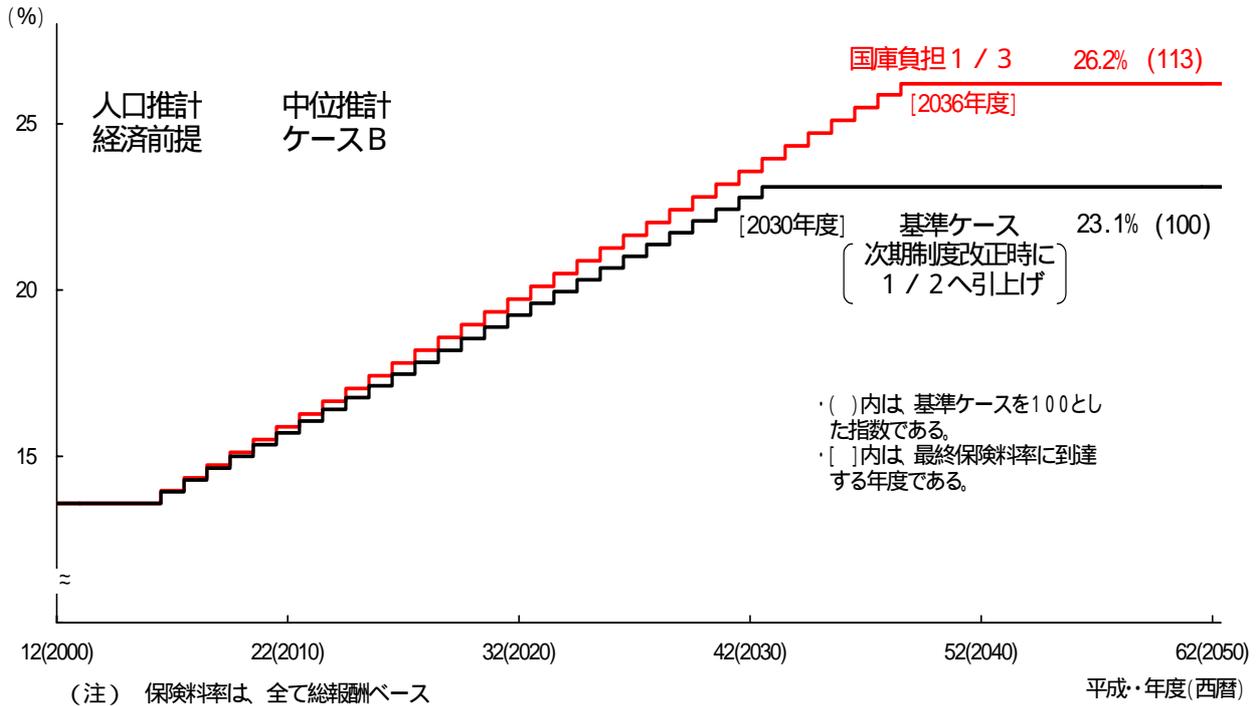
- 人口推計 中位推計(2050年の合計特殊出生率 1.39)
- 経済前提 ケースB(実質賃金上昇率1.0%、実質運用利回り1.25%)
- 保険料(率)の引上げ計画
- ・引上げ頻度 毎年度
  - ・引上げペース 平成11年財政再計算と5年間での引上げペースを同じとする。

番号	国庫負担の前提	厚生年金の最終保険料率 (総報酬ベース)	国民年金の最終保険料 (平成11年度価格)
1	基準ケース (1/2)	23.1% (100)	20,500円 (100)
2	(参考) 1/3	26.2% (113)	29,300円 (143)

注:( )内は、基準ケースを100とした指数である。

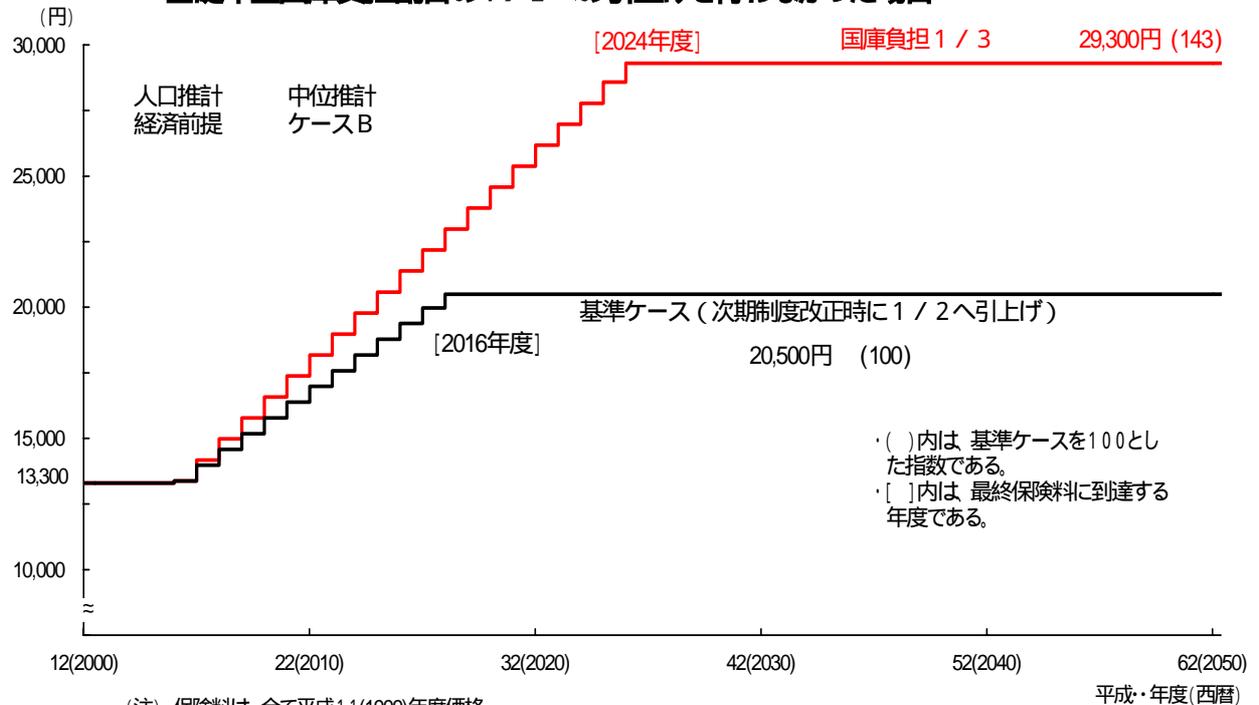
### 厚生年金の段階保険料率

- 基礎年金国庫負担割合の1/2への引上げを行わなかった場合 -



### 国民年金の段階保険料

- 基礎年金国庫負担割合の1/2への引上げを行わなかった場合 -



(2) 人口が変動した場合

基準ケース(中位推計)の最終保険料(率)を100とした場合、少子化の状況が改善する高位推計に変更したときの厚生年金の最終保険料率は91、国民年金の最終保険料は93となる。

基準ケース(中位推計)の最終保険料(率)を100とした場合、少子化がさらに進行する低位推計に変更したときの厚生年金の最終保険料率は115、国民年金の最終保険料は110となる。

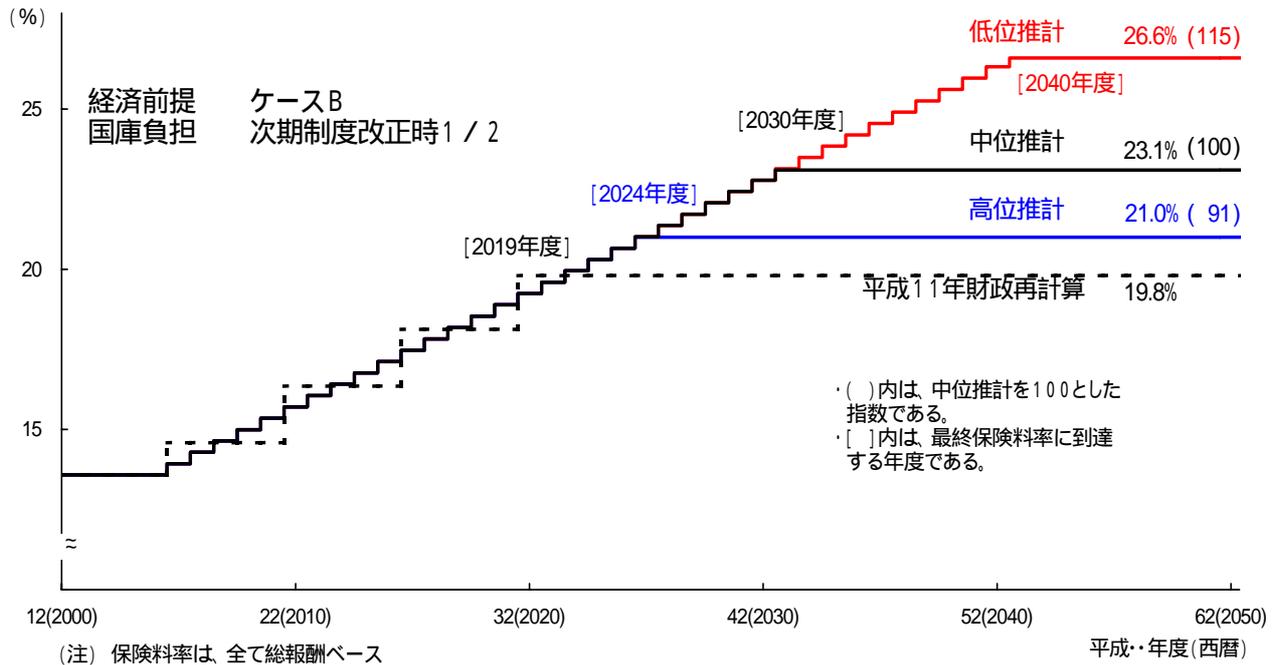
【計算の前提(基準ケース)】

- 経済前提                      ケースB(実質賃金上昇率1.0%、実質運用利回り1.25%)  
 国庫負担割合                次期制度改正時に安定した財源を確保し、1/2に引上げ  
 (国庫負担引上げ時に厚生年金の保険料率の引上げ幅の抑制(総報酬ベースで0.77%)  
 及び国民年金の保険料の引下げ(平成11年度価格で3,000円)は行わない。)  
 保険料(率)の引上げ計画  
 ・引上げ頻度                毎年度  
 ・引上げペース              平成11年財政再計算と5年間での引上げペースを同じとする。

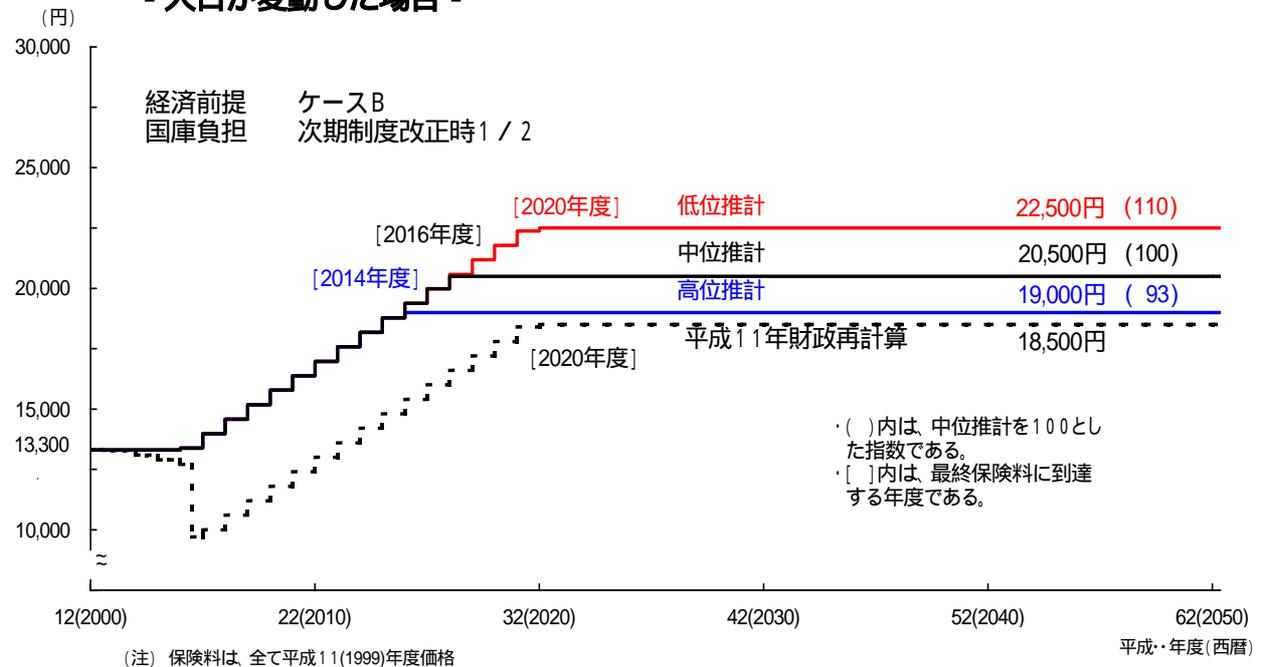
番号	人口の前提	厚生年金の最終保険料率 (総報酬ベース)	国民年金の最終保険料 (平成11年度価格)
3	高位	21.0% (91)	19,000円 (93)
1	(基準ケース) 中位	23.1% (100)	20,500円 (100)
4	低位	26.6% (115)	22,500円 (110)

注:( )内は、基準ケースを100とした指数である。

### 厚生年金の段階保険料率 - 人口が変動した場合 -



### 国民年金の段階保険料 - 人口が変動した場合 -



(3) 経済が変動した場合

基準ケース(ケースB)の最終保険料(率)を100とした場合、経済状況が好転するケースAに変更したときの最終保険料(率)は厚生年金、国民年金ともに97となる。

基準ケースの最終保険料(率)を100とした場合、経済状況が悪化するケースCに変更したときの厚生年金の最終保険料率は113となり、国民年金の最終保険料は109となる。

【計算の前提(基準ケース)】

- 人口推計                      中位推計(2050年の合計特殊出生率 1.39)
- 国庫負担割合                次期制度改正時に安定した財源を確保し、1/2に引上げ
- ( 国庫負担引上げ時に厚生年金の保険料率の引上げ幅の抑制(総報酬ベースで0.77%)  
及び国民年金の保険料の引下げ(平成11年度価格で3,000円)は行わない。 )
- 保険料(率)の引上げ計画
- ・引上げ頻度                毎年度
  - ・引上げペース            平成11年財政再計算と5年間での引上げペースを同じとする。

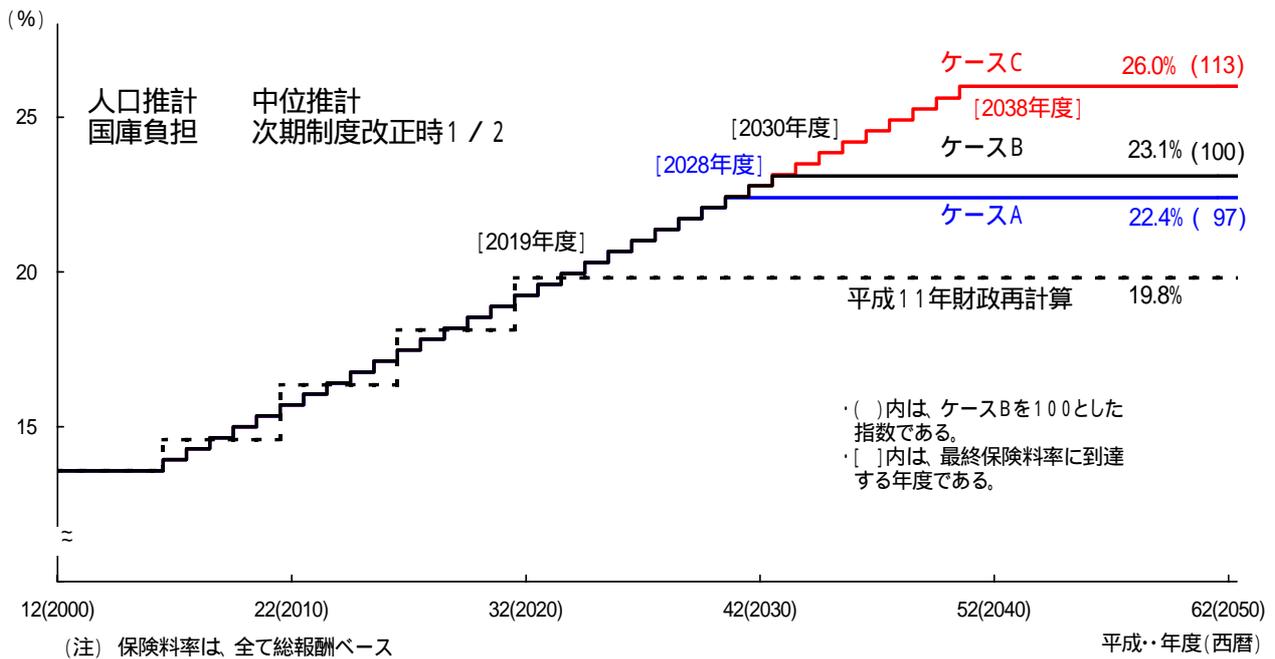
番号	経済の前提	厚生年金の最終保険料率 (総報酬ベース)	国民年金の最終保険料 (平成11年度価格)
5	A	22.4% (97)	19,800円 (97)
1	(基準ケース) B	23.1% (100)	20,500円 (100)
6	C	26.0% (113)	22,300円 (109)

注:( )内は、人口：中位推計、経済：ケースBを100とした指数である。

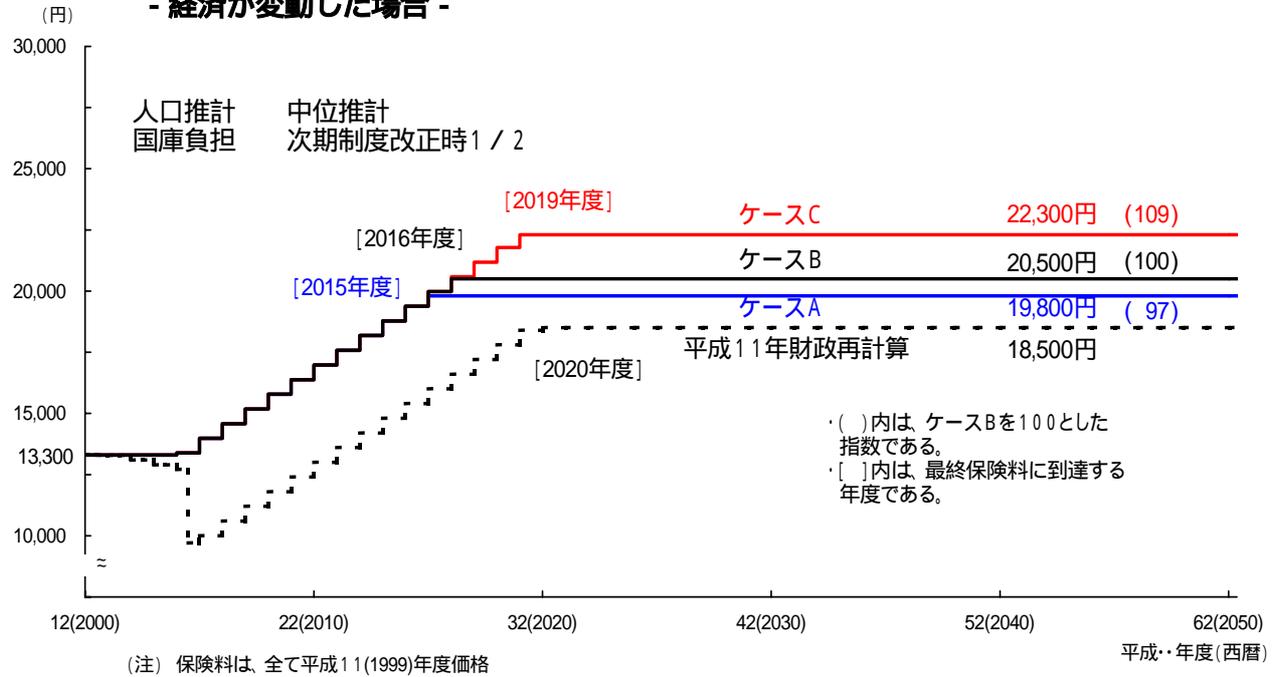
(参考)【長期的な経済前提(平成20(2008)年度以降)】

	実質賃金 上昇率	実質運用 利回り	備考
ケースA	1.0%	1.5%	名目賃金2.5%、物価上昇率1.5%、名目利回り4.0%
ケースB	1.0%	1.25%	名目賃金2.0%、物価上昇率1.0%、名目利回り3.25%
ケースC	0.5%	1.0%	名目賃金1.0%、物価上昇率0.5%、名目利回り2.0%

### 厚生年金の段階保険料率 - 経済が変動した場合 -



### 国民年金の段階保険料 - 経済が変動した場合 -



(4) 基礎年金国庫負担割合引上げ時の保険料(率)の取扱いを変更した場合

平成11年財政再計算では、基礎年金国庫負担引上げ時に、厚生年金については保険料率の引上げ幅を0.77%(総報酬ベース)抑制し、国民年金については保険料を3,000円(平成11年度価格)引き下げることとしているが、基準ケースでは、このような措置をとらず、さらに、厚生年金については保険料率の引上げを毎年小刻みにすることとした。

厚生年金について、平成11年財政再計算の取扱いに準拠し、保険料率の引上げを5年に1度とした上で、国庫負担引上げ時に保険料率の引上げ幅を0.77%(総報酬ベース)抑制することとした場合、最終保険料率は基準ケースとほぼ同水準となる。

国民年金について、平成11年財政再計算の取扱いに準拠し、基礎年金国庫負担引上げ時に保険料を3,000円(平成11年度価格)引き下げることとした場合、基準ケースの最終保険料を100とした場合、国民年金の最終保険料は107となる。

【計算の前提(基準ケース)】

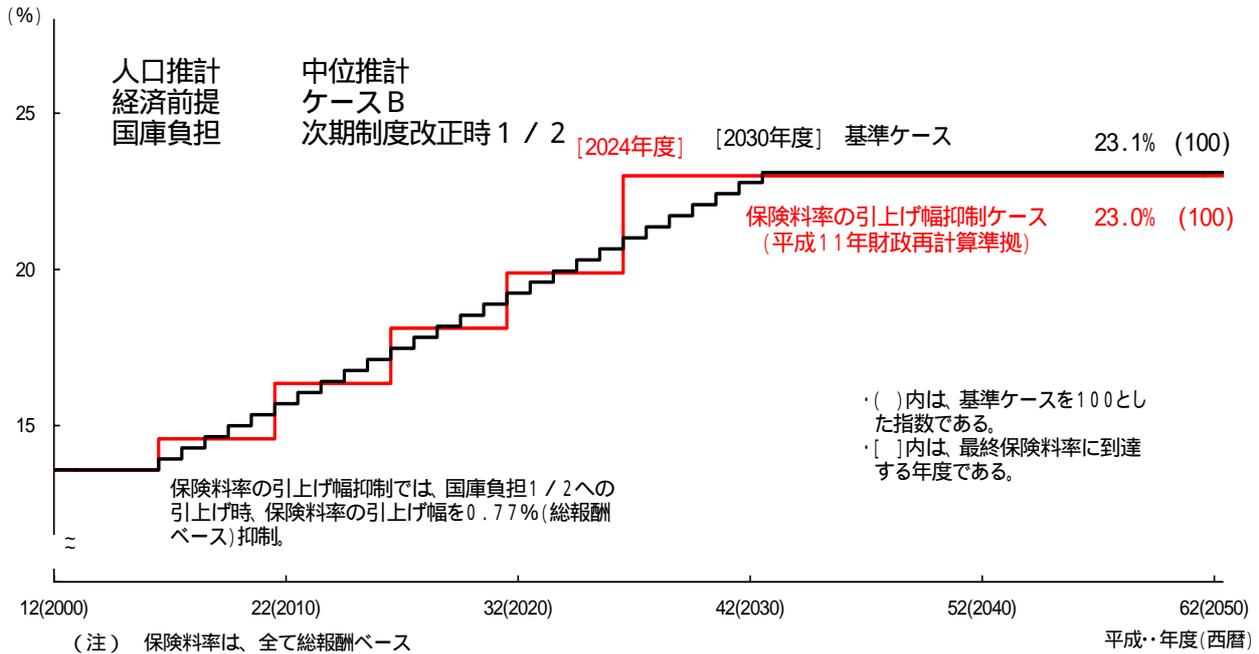
- 人口推計                      中位推計(2050年の合計特殊出生率 1.39)
- 経済前提                      ケースB(実質賃金上昇率1.0%、実質運用利回り1.25%)
- 国庫負担割合                次期制度改正時に安定した財源を確保し、1/2に引上げ
- 保険料(率)の引上げ計画
- ・引上げ頻度                毎年度
- ・引上げペース              平成11年財政再計算と5年間での引上げペースを同じとする。

番号	保険料(率)引上げの前提		厚生年金の最終保険料率 (総報酬ベース)	国民年金の最終保険料 (平成11年度価格)
	引上げ 頻度	国庫負担引上げ 時の保険料(率)		
1	(基準ケース) 毎年	引下げ等なし	23.1% (100)	20,500円 (100)
7	厚年:5年に1度 国年:毎年	引下げ等	23.0% (100)	22,000円 (107)

注:( )内は、基準ケースを100とした指数である。

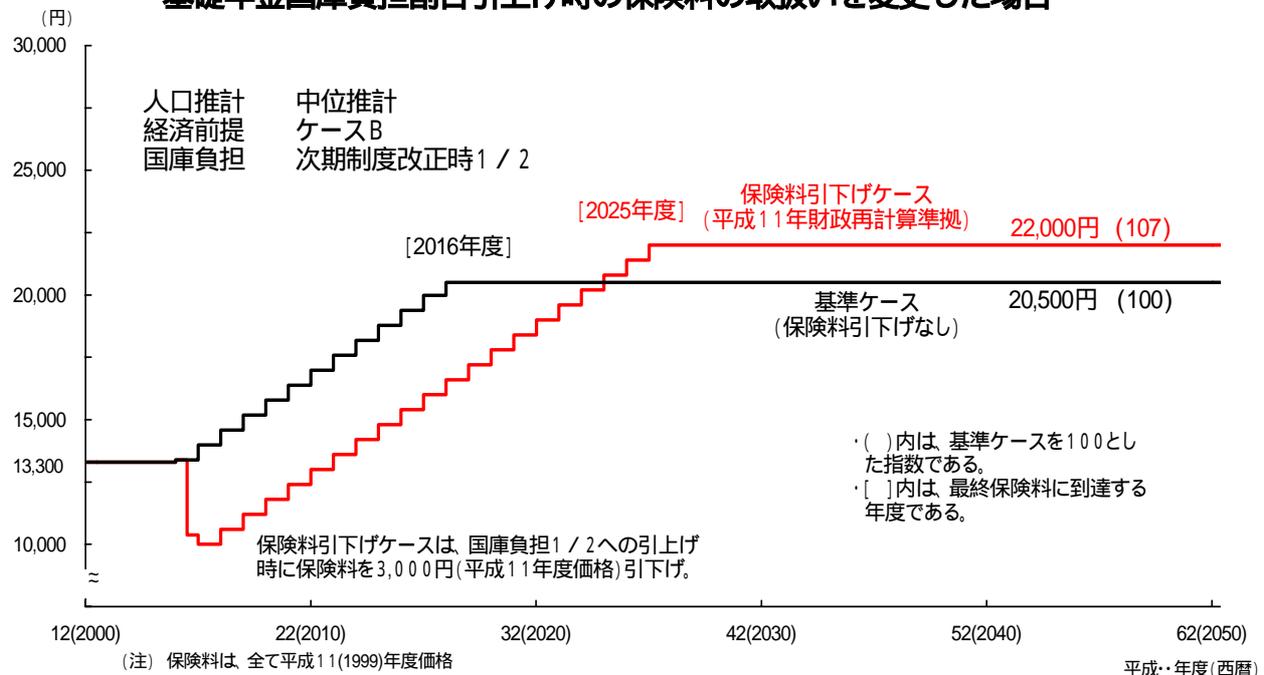
### 厚生年金の段階保険料率

- 基礎年金国庫負担割合引上げ時の保険料率の取扱いを変更した場合 -



### 国民年金の段階保険料

- 基礎年金国庫負担割合引上げ時の保険料の取扱いを変更した場合 -



(5) 保険料(率)の引上げ計画を変更した場合

基準ケースの最終保険料(率)を100とした場合、保険料(率)の引上げペースを早めて引上げ幅を2割増加させたとき(前倒しケース)、厚生年金の最終保険料率は98、国民年金の最終保険料は99となる。

基準ケースの最終保険料(率)を100とした場合、保険料(率)の引上げペースを遅らせて引上げ幅を2割減少させたとき(後倒しケース)、厚生年金の最終保険料率は103、国民年金の最終保険料は101となる。

【計算の前提(基準ケース)】

人口推計 中位推計(2050年の合計特殊出生率 1.39)  
 経済前提 ケースB(実質賃金上昇率1.0%、実質運用利回り1.25%)  
 国庫負担割合 次期制度改正時に安定した財源を確保し、1/2に引上げ

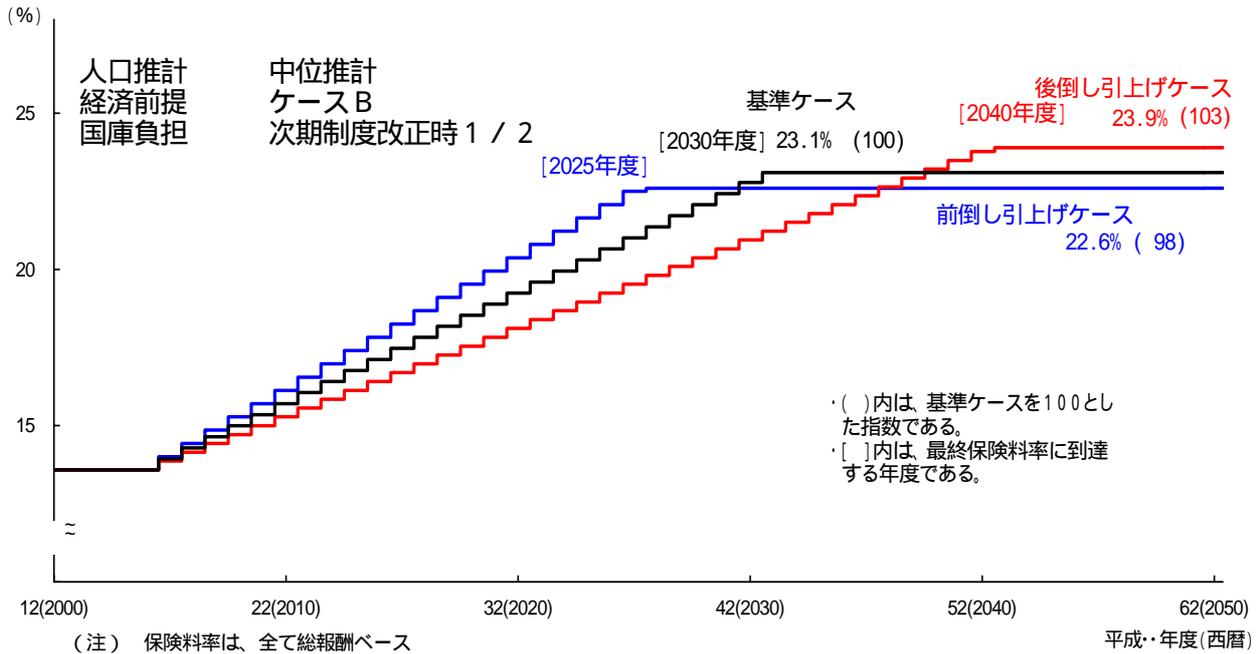
(国庫負担引上げ時に厚生年金の保険料率の引上げ幅の抑制(総報酬ベースで0.77%)  
 及び国民年金の保険料の引下げ(平成11年度価格で3,000円)は行わない。)

番号	保険料(率)引上げペースの前提	厚生年金の最終保険料率(総報酬ベース)	国民年金の最終保険料(平成11年度価格)
1	平成11年財政 度引上げ)	23.1% (100)	20,500円 (100)
8	前倒し (引上げ幅2割増加)	22.6% (98)	20,300円 (99)
9	後倒し (引上げ幅2割減少)	23.9% (103)	20,700円 (101)

注:( )内は、基準ケースを100とした指数である。

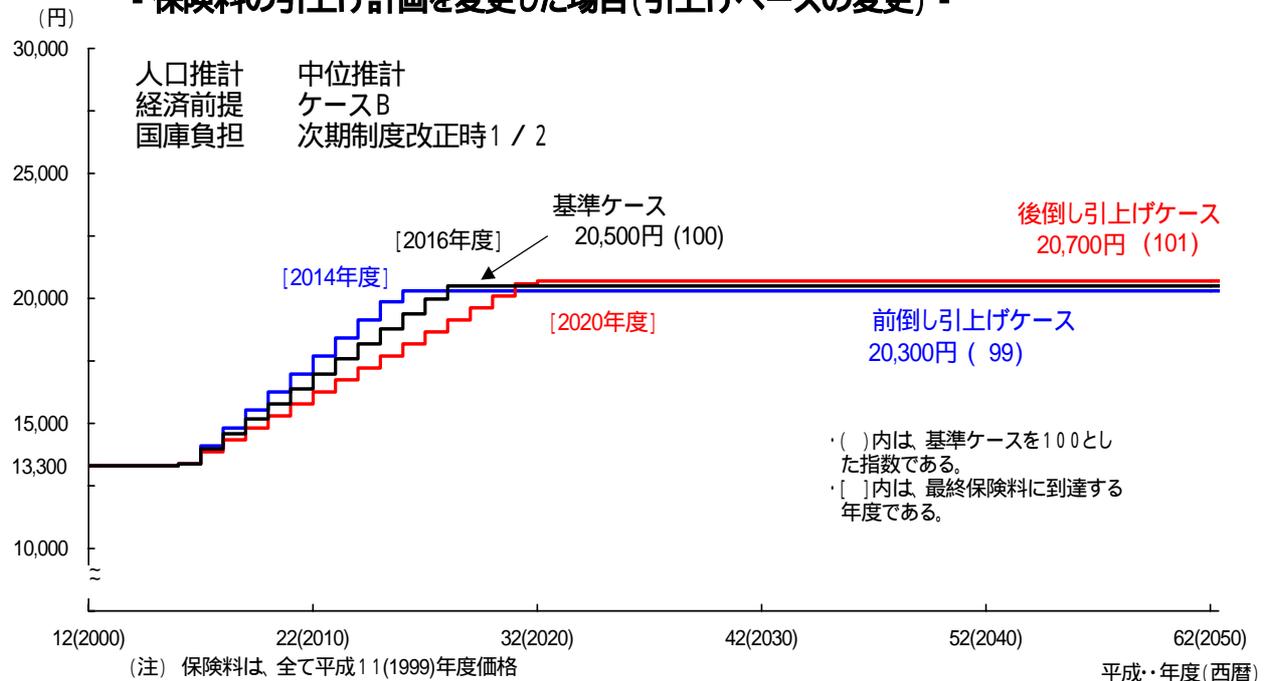
### 厚生年金の段階保険料率

- 保険料率の引上げ計画を変更した場合（引上げペースの変更） -



### 国民年金の段階保険料

- 保険料の引上げ計画を変更した場合(引上げペースの変更) -



## 2. 保険料固定方式

### (1) 基準ケース

#### 【給付総額(給付現価)ベースでみたときの給付の調整割合】

基準ケースにおいて、固定した厚生年金の保険料率の引上げ計画及び最終保険料水準による負担の範囲内で年金財政を安定化させるために必要となる、給付総額(給付現価)ベースでみたときの給付の調整割合は9%となる。これは、仮に、平成17年4月に、既に年金を受給している者を含めて、直ちに給付水準の調整を一度に行うこととした場合の給付水準調整割合を示している。

#### 【年金改定率(スライド率)の調整による給付水準の調整割合】

年金改定率(スライド率)の調整により時間をかけて緩やかに給付水準調整を行った場合、既に年金を受給している者を含めて、直ちに給付水準の調整を一度に行うこととした場合よりも、調整開始時の給付水準調整度合いが小さいため、将来世代の給付は9%以上の水準調整が必要となる。

この場合、どの調整方法(実績準拠法/将来見通し平均化法、名目年金額下限型/物価下限型)によるかで調整期間の終了時点は変化し(2023年~2036年)、給付水準調整期間終了時の新規裁定者の所得代替率も変化する(50~53%、現行59%)。

#### 【実績準拠法と将来見通し平均化法の違い】

この試算においては、実績準拠法では、労働力人口等の減少が本格化する2025年頃から給付水準調整度合いが大きくなる。これに対して、将来見通し平均化法では、労働力人口の変動の将来見通しを足下から反映させるため、給付水準調整は早くから本格化する。このため、将来見通し平均化法の方が、実績準拠法よりも給付水準調整期間が短くなり、また、最終的な給付水準が高くなる。

〔なお、この試算では、実績準拠法と将来見通し平均化法をともに基準ケースとした。〕

#### 【名目年金額下限型と物価下限型の違い】

物価下限型では、既裁定者に給付水準調整の影響が及ばないため、名目年金額下限型よりも給付水準調整期間が長くなり、また、最終的な給付水準が低くなる。

〔なお、基準ケースの試算では名目年金額下限型及び物価下限型の試算結果を示したが、(2)以降では名目年金額下限型についてのみ試算した。〕

【計算の前提（基準ケース）】

厚生年金の最終保険料率 20%  
 人口推計 中位推計(2050年の合計特殊出生率 1.39%)  
 経済前提 ケースB(実質賃金上昇率1.0%、実質運用利回り1.25%)  
 国庫負担割合 次期制度改正時に安定した財源を確保し、1/2に  
 引上げ

（国庫負担引上げ時に厚生年金の保険料率の引上げ幅の抑制(総報酬ベースで0.77%)  
 及び国民年金の保険料の引下げ(平成11年度価格で3,000円)は行わない。）

保険料(率)の引上げ計画

- ・引上げ頻度 毎年度
- ・引上げペース 平成11年財政再計算と5年間での引上げペースを同じとする。

番号	給付総額 (給付現価) の調整割合	スライド調整				
		年金改定率 (新規裁定者)	調整期間 (終了年度)	所得代替率 (終了年度時点)	給付水準 調整割合	国民年金の 最終保険料 (平成11年度価格)
1	9%	<b>(実績準拠法(名目年金額下限型))</b>				
		総賃金 スライド	2032	52%	12%	18,100円
2		<b>(実績準拠法(物価下限型))</b>				
		総賃金 スライド	2036	50%	15%	18,000円
3		<b>(将来見通し平均化法(名目年金額下限型))</b>				
		一人当たり賃金上昇率 - 労働力人口の平均 減少率(0.65%)	2023	53%	10%	18,100円
4		<b>(将来見通し平均化法(物価下限型))</b>				
		一人当たり賃金上昇率 - 労働力人口の平均 減少率(0.65%)	2027	51%	13%	18,100円

### 給付総額(給付現価)の調整割合

給付総額(給付現価)でみた給付の調整割合である。これは、仮に、平成17年4月に、既に年金を受給している者も含めて、直ちに給付水準の調整を一度に行うこととした場合の給付水準調整割合を示している。

現実的な政策としては、このような急激な給付水準の調整方法はとり得るものではないが、年金改定率(スライド率)の調整による時間をかけた緩やかな給付水準調整方法との比較対象として示したものである。

### 年金改定率(新規裁定者)

現行の新規裁定年金の年金改定率(スライド率)は、厚生年金については一人当たり賃金(手取りベース)の上昇率に応じて、年金額の算定基礎となる現役時代の賃金を再評価し、国民年金(基礎年金)については国民生活の動向等を踏まえて政策改定されている。

年金改定率(スライド率)を調整することにより時間をかけて緩やかに給付水準を調整する場合、調整期間中は、現行と異なる年金改定率(スライド率)により年金額が改定されることとなる。この欄では、調整期間中の新規裁定年金の年金水準(厚生年金、基礎年金)がどのような指標で改定されるかを示した。

### 調整期間(終了年度)

年金改定率(スライド率)の調整により時間をかけて緩やかに調整を行う場合、年金財政が安定する見通しが立つまで給付水準調整を続け、給付水準調整が終了した後は、現行の年金改定率(スライド率)に復帰することとしている。この欄では、給付水準調整が終了した年度を示した。

### 所得代替率(終了年度時点)

新規裁定者のモデル年金(現行のモデル年金:片働夫婦で基礎年金(夫婦2人)13.4万円+厚生年金(夫)10.4万円で、年金月額23.8万円の場合)について、給付水準調整が終了した時点での所得代替率(現役世代の手取り賃金に対する年金額の比率を示すもの。)を示した。

(参考)現在のモデル年金に関する所得代替率

$$\text{現行の所得代替率(59\%)} = \frac{\text{モデル年金月額(23.8万円)}}{\text{現役世代の手取り賃金(40.1万円)}}$$

### 給付水準調整割合

給付水準調整終了時の新規裁定者の給付水準が、現行の給付水準に対してどの程度調整がなされているかを示した。

## 国民年金の最終保険料(平成 11 年度価格)

年金改定率(スライド率)の調整により時間をかけて緩やかに給付水準を調整する場合、基礎年金部分と報酬比例部分は、同じペースで給付水準調整がなされることとした。すなわち、基礎年金について厚生年金の給付水準調整期間、給付水準調整割合と同じ調整期間と調整割合で給付水準が調整されることとしている。国民年金の最終的な保険料水準は、このようにして給付水準調整された基礎年金給付を賄うために必要となる保険料負担の水準として示した。

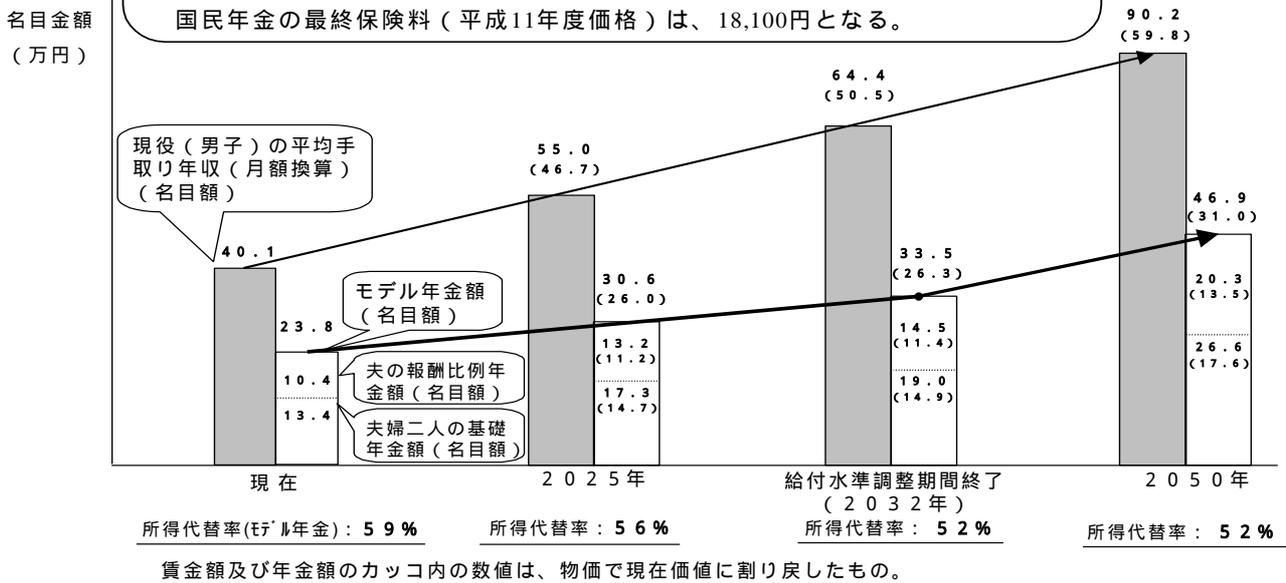
**基準ケース（保険料固定方式）** **（厚生年金の最終保険料率20%）**  
**- マクロ経済スライド（実績準拠法（名目年金額下限型））でスライド調整する場合**

実績準拠法では、労働力人口等の減少が本格化する2025年頃から、給付水準調整度合いが大きくなる。

マクロ経済スライドは、2032年まで適用され、その後は一人当たり賃金や物価の上昇による現行の年金給付の改定方法に復帰する。

最終的な給付水準は、モデル年金の所得代替率（現在59%）でみて52%となる。

国民年金の最終保険料（平成11年度価格）は、18,100円となる。

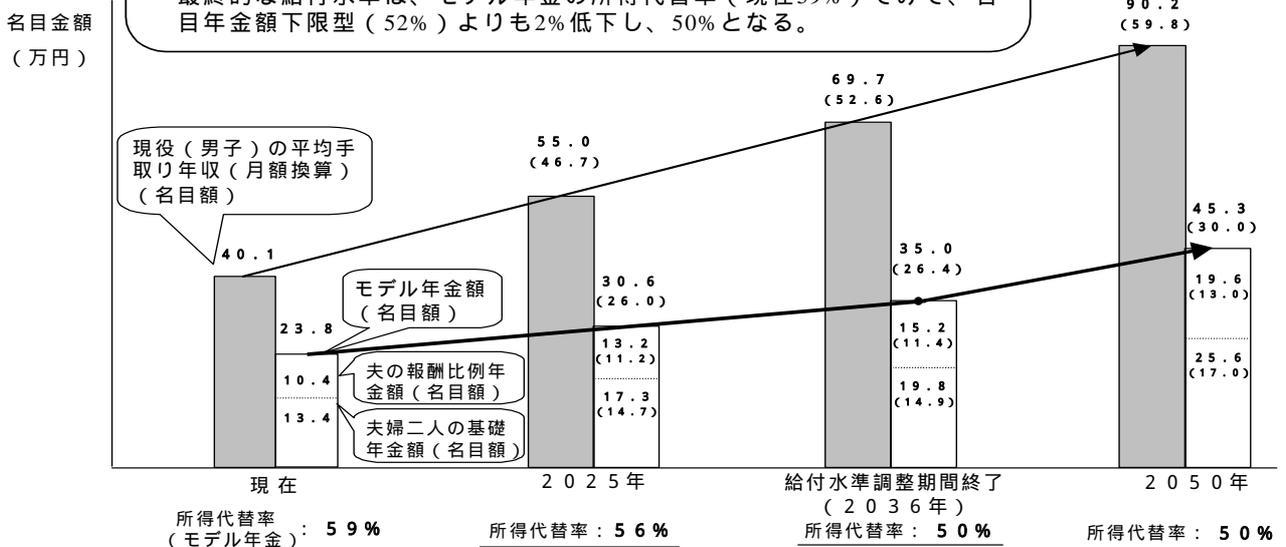


**基準ケース（保険料固定方式）** **（厚生年金の最終保険料率20%）**  
**マクロ経済スライド（実績準拠法（物価下限型））でスライド調整する場合**

国民年金の最終保険料  
18,000円（平成11年度価格）

物価下限型では、既裁定者に対して保険料固定方式による給付水準調整の影響が及ばないため、名目年金額下限型よりも給付水準調整期間が長くなる（2032年 2036年）。

最終的な給付水準は、モデル年金の所得代替率（現在59%）でみて、名目年金額下限型（52%）よりも2%低下し、50%となる。

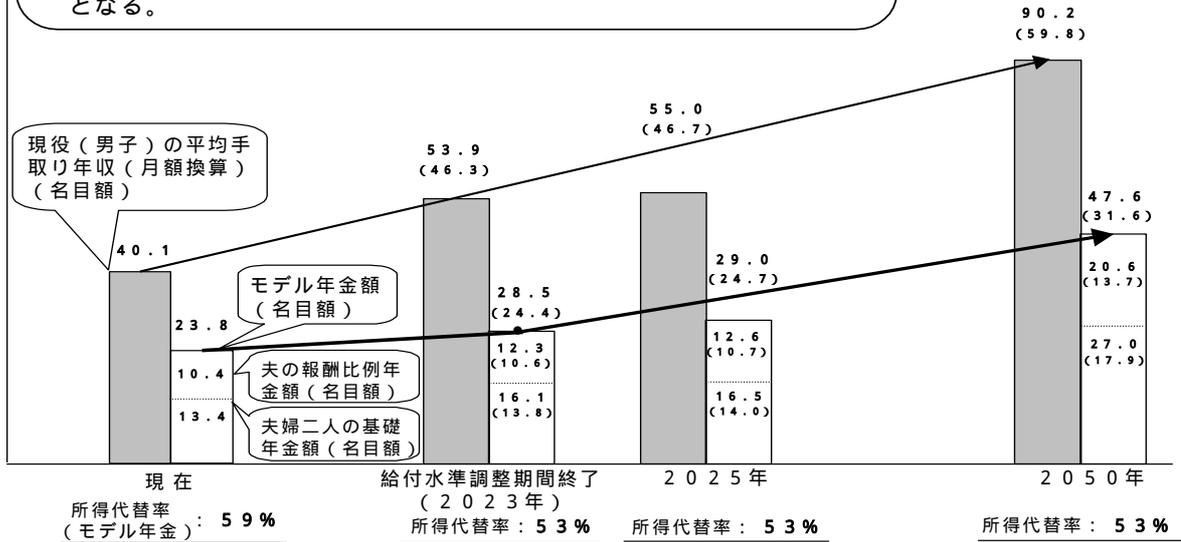


基準ケース（保険料固定方式）（厚生年金の最終保険料率20%）  
マクロ経済スライド（将来見通し平均化法（名目年金額下限型））でスライド調整する場合

将来見通し平均化方式では、労働力人口の変動の将来見通しを足元から反映させるため、給付水準調整が早くから本格化する。  
マクロ経済スライドは2023年まで適用され、その後は一人当たり賃金や物価の上昇による現行の年金給付の改定方法に復帰する。  
最終的な給付水準は、モデル年金の所得代替率（現在59%）のみで53%となる。

国民年金の最終保険料  
18,100円（平成11年度価格）

名目金額  
（万円）



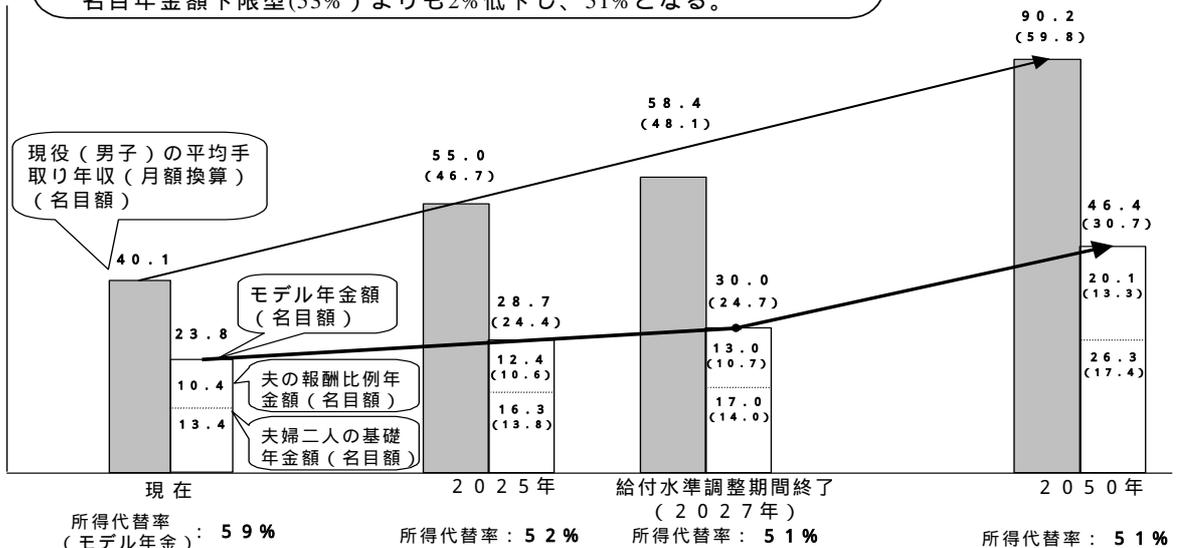
賃金額及び年金額のカッコ内の数値は、物価で現在価値に割り戻したものの。

基準ケース（保険料固定方式）（厚生年金の最終保険料率20%）  
マクロ経済スライド（将来見通し平均化法（物価下限型））でスライド調整する場合

物価下限型では、既裁定者に対して保険料固定方式による給付水準調整の影響が及ばないため、名目年金額下限型よりも給付水準調整期間が長くなる（2023年～2027年）。  
最終的な給付水準は、モデル年金の所得代替率（現在59%）のみで、名目年金額下限型(53%)よりも2%低下し、51%となる。

国民年金の最終保険料  
18,100円（平成11年度価格）

名目金額  
（万円）



賃金額及び年金額のカッコ内の数値は、物価で現在価値に割り戻したものの。

(参考) 基礎年金国庫負担割合の1/2への引上げを行わなかった場合

**【給付総額(給付現価)ベースでみたときの給付の調整割合】**

基礎年金国庫負担割合の引上げを行わず1/3にとどめると、給付総額(給付現価)ベースでみた給付の調整割合は16%となる。

**【年金改定率(スライド率)の調整による給付水準の調整割合】**

(実績準拠法(名目年金額下限型)により時間をかけて緩やかに給付水準調整を行った場合)

基礎年金国庫負担割合の引上げを行わず1/3にとどめると、基準ケース(1/2)と比べ、給付水準調整期間が長くなる(2032年 2043年)とともに、最終的な給付水準が低くなる。(モデル年金でみた所得代替率52% 45%)  
また、このときの国民年金の最終保険料(平成11年度価格)は、国庫負担1/2の場合と比べ5,000円上昇し、23,100円となる。

**【計算の前提(基準ケース)】**

- 厚生年金の最終保険料率 20%
- 人口推計 中位推計(2050年の合計特殊出生率 1.39)
- 経済前提 ケースB(実質賃金上昇率1.0%、実質運用利回り1.25%)
- 保険料(率)の引上げ計画
  - ・引上げ頻度 毎年度
  - ・引上げペース 平成11年財政再計算と5年間での引上げペースを同じとする。

**〈 実績準拠法(名目年金額下限型) 〉**

番号	国庫負担の前提	給付総額(給付現価)の調整割合	スライド調整				国民年金の最終保険料(平成11年度価格)
			年金改定率(新規裁定者)	調整期間(終了年度)	所得代替率(終了年度時点)	給付水準調整割合	
1	(基準ケース) 1/2	9%	総賃金	2032	52%	12%	18,100円
5	(参考) 1/3	16%	スライド	2043	45%	24%	23,100円

## 〈 将来見通し平均化法（名目年金額下限型）〉

番号	国庫負担の前提	給付総額 (給付現価) の調整割合	スライド調整				国民年金の 最終保険料 (平成11年度価格)
			年金改定率 (新規裁定者)	調整期間 (終了年度)	所得代替率 (終了年度時点)	給付水準 調整割合	
2	(基準ケース) 1 / 2	9%	一人当たり 賃金上昇率	2023	53%	10%	18,100円
6	(参考) 1 / 3	16%	・労働力人口 の平均減少率	2042	46%	21%	23,100円

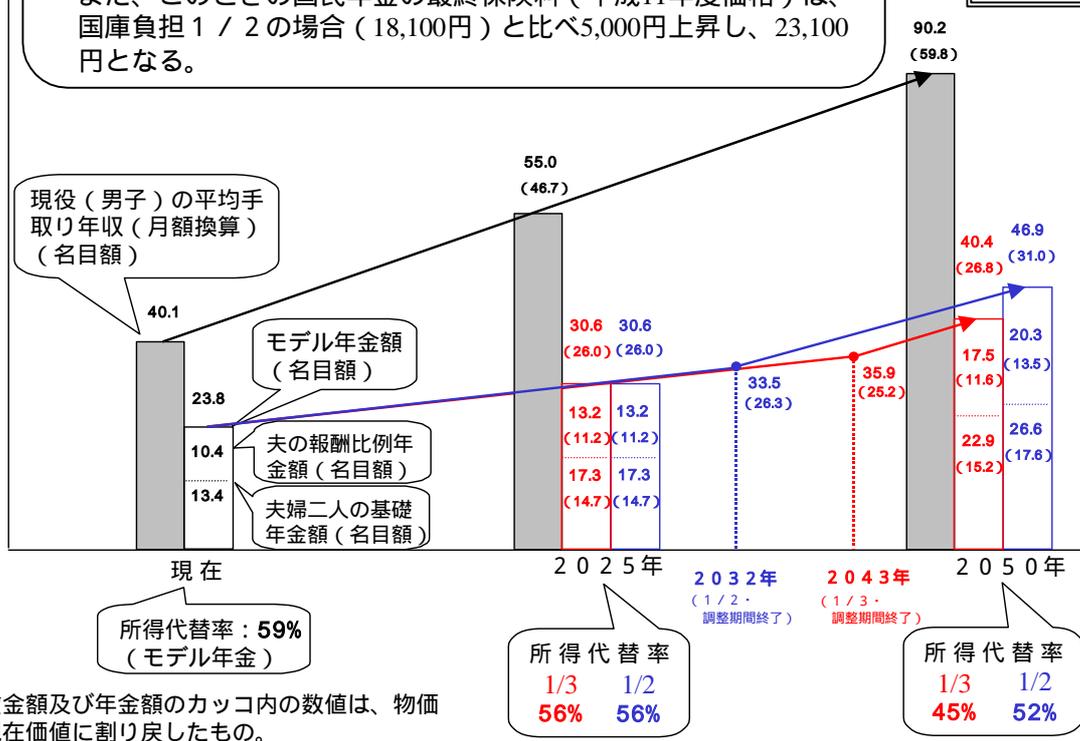
### 基礎年金国庫負担割合を1/2への引上げを行わなかった場合（保険料固定方式） - マクロ経済スライド（実績準拠法（名目年金額下限型））でスライド調整する場合

基礎年金国庫負担割合の引上げを行わず1/3にとどめると、基準ケース（1/2）と比べ、給付水準調整期間が長くなる（2032年～2043年）とともに、最終的な給付水準が大きく低下する。（モデル年金でみた所得代替率52%→45%）

また、このときの国民年金の最終保険料（平成11年度価格）は、国庫負担1/2の場合（18,100円）と比べ5,000円上昇し、23,100円となる。

青色・・・次期制度改正時に1/2に引上げの場合  
赤色・・・1/3にとどめた場合

名目金額  
(万円)



(2) 人口が変動した場合

【給付総額(給付現価)ベースでみたときの給付の調整割合】

給付総額(給付現価)ベースでみた給付の調整割合は、人口推計について、少子化の状況が改善する高位推計に変更すると3%となり、少子化がさらに進行する低位推計に変更すると15%となる。

【年金改定率(スライド率)の調整による給付水準の調整割合】

(実績準拠法(名目年金額下限型)により時間をかけて緩やかに給付水準調整を行った場合)

少子化の状況が改善する高位推計では、基準ケース(中位推計)と比べ、給付水準調整期間が短くなる(2032年 2020年)とともに、最終的な給付水準が高くなる。(モデル年金でみた所得代替率52% 57%)

少子化が一層進行する低位推計では、基準ケース(中位推計)と比べ、給付水準調整期間が長くなる(2032年 2040年)とともに、最終的な給付水準が低くなる。(モデル年金でみた所得代替率52% 45%)

【計算の前提(基準ケース)】

厚生年金の最終保険料率 20%  
 経済前提 ケースB(実質賃金上昇率1.0%、実質運用利回り1.25%)  
 国庫負担割合 次期制度改正時に安定した財源を確保し、1/2に  
 引上げ

( 国庫負担引上げ時に厚生年金の保険料率の引上げ幅の抑制(総報酬ベースで0.77%)  
 及び国民年金の保険料の引下げ(平成11年度価格で3,000円)は行わない。 )

保険料(率)の引上げ計画

- ・引上げ頻度 毎年度
- ・引上げペース 平成11年財政再計算と5年間での引上げペースを  
 同じとする。

《 実績準拠法(名目年金額下限型) 》

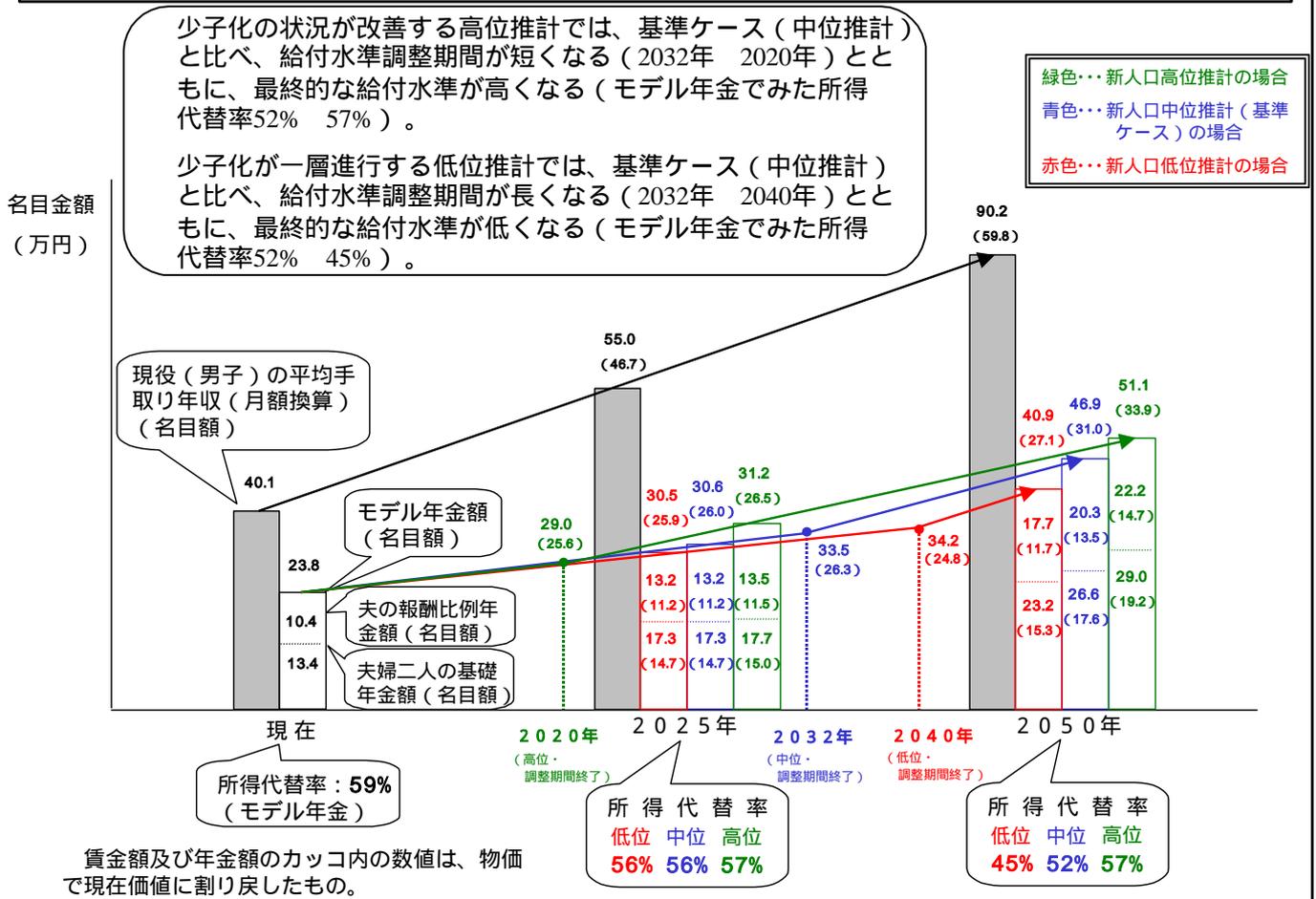
番号	人口の前提	給付総額 (給付現価) の調整割合	スライド調整				国民年金の 最終保険料 (平成11年度価格)
			年金改定率 (新規裁定者)	調整期間 (終了年度)	所得代替率 (終了年度時点)	給付水準 調整割合	
7	高位	3%		2020	57%	4%	18,200円
1	(基準ケース) 中位	9%	総賃金 スライド	2032	52%	12%	18,100円
9	低位	15%		2040	45%	23%	17,900円

## 《 将来見通し平均化法（名目年金額下限型）》

番号	人口の前提	給付総額 (給付現価) の調整割合	スライド調整				国民年金の 最終保険料 (平成11年度価格)
			年金改定率 (新規裁定者)	調整期間 (終了年度)	所得代替率 (終了年度時点)	給付水準 調整割合	
8	高位	3%		2013	57%	4%	18,200円
2	(基準ケース) 中位	9%	一人当たり 賃金上昇率 ・ 労働力人口 の平均減少率	2023	53%	10%	18,100円
10	低位	15%		2032	48%	19%	18,000円

### 人口が変動した場合（保険料固定方式）（厚生年金の最終保険料率20%）

- マクロ経済スライド（実績準拠法（名目年金額下限型））でスライド調整する場合



(3) 経済が変動した場合

【給付総額(給付現価)ベースでみたときの給付の調整割合】

給付総額(給付現価)ベースでみた給付の調整割合は、経済状況が好転するケースAに変更すると7%となり、経済状況が悪化するケースCに変更すると16%となる。

【年金改定率(スライド率)の調整による給付水準の調整割合】

(実績準拠法(名目年金額下限型)により時間をかけて緩やかに給付水準調整を行った場合)

経済状況が改善するケースAでは、基準ケース(ケースB)と比べ、給付水準調整期間が短くなる(2032年-2029年)とともに、最終的な給付水準が高くなる。(モデル年金でみた所得代替率52% 54%)

経済状況が悪化するケースCでは、基準ケース(ケースB)と比べ、給付水準調整期間が長くなる(2032年-2048年)とともに、最終的な給付水準が低くなる。(モデル年金でみた所得代替率52% 45%)

【計算の前提(基準ケース)】

厚生年金の最終保険料率 20%  
 人口推計 中位推計(2050年の合計特殊出生率 1.39)  
 国庫負担割合 次期制度改正時に安定した財源を確保し、1/2に  
 引上げ

(国庫負担引上げ時に厚生年金の保険料率の引上げ幅の抑制(総報酬ベースで0.77%)  
 及び国民年金の保険料の引下げ(平成11年度価格で3,000円)は行わない。)

保険料(率)の引上げ計画

- ・引上げ頻度 毎年度
- ・引上げペース 平成11年財政再計算と5年間での引上げペースを  
 同じとする。

〈 実績準拠法(名目年金額下限型) 〉

番号	経済の前提	給付総額 (給付現価) の調整割合	スライド調整				国民年金の 最終保険料 (平成11年度価格)
			年金改定率 (新規裁定者)	調整期間 (終了年度)	所得代替率 (終了年度時点)	給付水準 調整割合	
11	A	7%		2029	54%	9%	18,100円
1	(基準ケース) B	9%	総賃金 スライド	2032	52%	12%	18,100円
13	C	16%		2048	45%	24%	17,800円

注: ケースCの場合、2080年度に積立金がなくなり、一定規模の資金を借入れることが必要となる。借入れを行うことを仮定しなければ、2080年ごろに「一時的に若干の保険料率の引上げ(保険料率の引上げ幅は総報酬ベースで0.8%程度)又は「一時的に若干の給付水準の調整(給付水準調整割合は4%程度)」が必要となる。

## ◀ 将来見通し平均化法（名目年金額下限型）

番号	経済の前提	給付総額 (給付現価) の調整割合	スライド調整				国民年金の 最終保険料 (平成11年度価格)
			年金改定率 (新規裁定者)	調整期間 (終了年度)	所得代替率 (終了年度時点)	給付水準 調整割合	
12	A	7%		2016	54%	8%	18,100円
2	(基準ケース) B	9%	一人当たり 賃金上昇率 ・労働力人口 の平均減少率	2023	53%	10%	18,100円
14	C	16%		2047	46%	22%	17,800円

注：将来見通し平均化法(名目年金額下限型)により時間をかけて緩やかに給付水準調整を行った場合には、経済状況が悪化するケースCの場合でも、将来の借入れの必要はない。

### 経済が変動した場合（保険料固定方式）（厚生年金の最終保険料率20%） マクロ経済スライド（実績準拠法（名目年金額下限型））でスライド調整する場合

